

# 南 牧 村 地 域 防 災 計 画

令和3年3月

南 牧 村



# 目 次

<b>第1部 総 則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	3
第2節 防災の基本理念 .....	3
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	5
第4節 村の概況 .....	14
第5節 地震被害の想定 .....	15
<b>第2部 災害予防対策</b> .....	<b>21</b>
<b>第1章 災害に強いまちづくり</b> .....	<b>23</b>
第1節 水害の予防 .....	23
第2節 土砂災害の予防 .....	24
第3節 雪害の予防 .....	25
第4節 地震に強いまちづくりの推進 .....	27
第5節 その他災害種別の災害予防 .....	28
第6節 避難場所・避難所・避難路の整備 .....	30
第7節 建築物の安全性の確保 .....	31
第8節 ライフライン施設等の機能の確保 .....	33
<b>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b> .....	<b>35</b>
第1節 緊急地震速報と地震情報 .....	35
第2節 避難誘導體制の整備 .....	36
第3節 災害危険区域の災害予防 .....	38
第4節 災害未然防止活動体制の整備 .....	40
第5節 情報の収集・連絡体制の整備 .....	40
第6節 通信手段の確保 .....	41
第7節 職員の応急活動体制の整備 .....	42
第8節 防災関係機関の連携体制の整備 .....	43
第9節 防災中枢機能等の確保 .....	45
第10節 救助・救急、医療及び消火活動体制整備 .....	46
第11節 緊急輸送活動体制の整備 .....	48
第12節 避難の受入体制の整備 .....	49
第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 .....	52
第14節 広報・広聴体制の整備 .....	53
第15節 二次災害の予防 .....	54
第16節 複合災害対策 .....	54
第17節 防災訓練の実施 .....	55
<b>第3章 住民等の防災活動の促進</b> .....	<b>56</b>
第1節 防災思想の普及 .....	56

第2節	住民の防災活動の環境整備	60
<b>第4章</b>	<b>要配慮者対策</b>	<b>64</b>
第1節	要配慮者対策	64
<b>第5章</b>	<b>その他の災害予防</b>	<b>69</b>
第1節	孤立化集落対策	69
第2節	帰宅困難者対策	70
第3節	災害廃棄物対策	70
第4節	り災証明書の発行体制の整備	71
<b>第3部</b>	<b>風水害応急対策</b>	<b>73</b>
<b>第1章</b>	<b>災害発生直前の対策</b>	<b>75</b>
第1節	警報等の伝達	75
第2節	避難誘導	84
<b>第2章</b>	<b>発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</b>	<b>90</b>
第1節	災害情報の収集・連絡	90
第2節	通信手段の確保	94
<b>第3章</b>	<b>活動体制の確立</b>	<b>96</b>
第1節	災害対策本部の設置	96
第2節	災害対策本部の組織	98
第3節	職員の非常参集	102
第4節	広域応援の要請等	106
第5節	自衛隊への災害派遣要請	107
<b>第4章</b>	<b>災害の拡大防止及び二次災害の防止活動</b>	<b>111</b>
第1節	災害の拡大防止及び二次災害の防止	111
<b>第5章</b>	<b>救助・救急及び医療活動</b>	<b>112</b>
第1節	救助・救急活動	112
第2節	医療活動	114
<b>第6章</b>	<b>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b>	<b>116</b>
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	116
第2節	交通の確保	117
第3節	緊急輸送	119
<b>第7章</b>	<b>避難の受入活動</b>	<b>120</b>
第1節	避難場所及び避難所の開設・運営	120
第2節	応急仮設住宅等の提供	123
第3節	広域一時滞在	126
第4節	広域避難者の受入れ	128
<b>第8章</b>	<b>食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</b>	<b>130</b>
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	130
<b>第9章</b>	<b>保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動</b>	<b>132</b>

第1節	保健衛生活動	132
第2節	防疫活動	134
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	135
<b>第10章</b>	<b>被災者等への的確な情報伝達活動</b>	<b>136</b>
第1節	広報・広聴活動	136
<b>第11章</b>	<b>施設、設備の応急復旧活動</b>	<b>138</b>
第1節	施設、設備の応急復旧	138
第2節	ライフライン施設の応急復旧	138
<b>第12章</b>	<b>自発的支援の受入れ</b>	<b>140</b>
第1節	ボランティアの受入れ	140
第2節	義援物資・義援金の受入れ	142
<b>第13章</b>	<b>要配慮者対策</b>	<b>144</b>
第1節	要配慮者の災害応急対策	144
<b>第14章</b>	<b>その他の災害応急対策</b>	<b>147</b>
第1節	農林業の災害応急対策	147
第2節	学校の災害応急対策	148
第3節	文化財施設の災害応急対策	150
第4節	労働力の確保	151
第5節	災害救助法の適用	152
第6節	動物愛護	154
<b>第4部</b>	<b>地震災害応急対策</b>	<b>155</b>
<b>第1章</b>	<b>発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保</b>	<b>157</b>
第1節	地震情報の伝達	157
第2節	災害情報の収集・連絡	159
第3節	通信手段の確保	159
<b>第2章</b>	<b>活動体制の確立</b>	<b>160</b>
第1節	災害対策本部の設置	160
第2節	災害対策本部の組織	162
第3節	職員の非常参集	162
第4節	広域応援の要請等	165
第5節	自衛隊への災害派遣要請	165
<b>第3章</b>	<b>救助・救急、医療及び消火活動</b>	<b>166</b>
第1節	救助・救急活動	166
第2節	医療活動	166
第3節	消火活動	166
<b>第4章</b>	<b>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b>	<b>168</b>
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	168
第2節	交通の確保	168

第3節	緊急輸送	168
<b>第5章</b>	<b>避難の受入活動</b>	<b>169</b>
第1節	避難誘導	169
第2節	避難場所及び避難所の開設・運営	169
第3節	応急仮設住宅等の提供	169
第4節	広域一時滞在	169
第5節	広域避難者の受入れ	169
<b>第6章</b>	<b>食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</b>	<b>170</b>
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	170
<b>第7章</b>	<b>保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動</b>	<b>171</b>
第1節	保健衛生活動	171
第2節	防疫活動	171
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	171
<b>第8章</b>	<b>被災者等への的確な情報伝達活動</b>	<b>172</b>
第1節	広報・広聴活動	172
<b>第9章</b>	<b>施設、設備の応急復旧活動</b>	<b>173</b>
第1節	施設、設備の応急復旧	173
第2節	ライフライン施設の応急復旧	173
<b>第10章</b>	<b>二次災害の防止活動</b>	<b>174</b>
第1節	二次災害の防止	174
<b>第11章</b>	<b>自発的支援の受入れ</b>	<b>175</b>
第1節	ボランティアの受入れ	175
第2節	義援物資・義援金の受入れ	175
<b>第12章</b>	<b>要配慮者対策</b>	<b>176</b>
第1節	要配慮者の災害応急対策	176
<b>第13章</b>	<b>その他の災害応急対策</b>	<b>177</b>
第1節	学校の災害応急対策	177
第2節	文化財施設の災害応急対策	177
第3節	労働力の確保	177
第4節	災害救助法の適用	177
第5節	動物愛護	177
<b>第5部</b>	<b>雪害・火山・事故災害等応急対策</b>	<b>179</b>
第1節	雪害応急対策	181
第2節	火山災害応急対策	182
第3節	林野火災応急対策	187
第4節	道路災害応急対策	188
第5節	農業関係災害応急対策	189
第6節	公共土木施設等応急対策	190

<b>第6部 災害復旧・復興対策</b> .....	<b>191</b>
第1節 復旧・復興の基本方向の決定 .....	193
第2節 原状復旧 .....	194
第3節 計画的復興の推進 .....	195
第4節 被災者等の生活再建の支援 .....	197
第5節 被災中小企業等の復興の支援 .....	200
第6節 公共施設の復旧 .....	202
第7節 激甚災害法の適用 .....	203
第8節 復旧資金の確保 .....	206
<b>第7部 資 料</b> .....	<b>207</b>
<b>1 条例・協定関係</b> .....	<b>209</b>
1-1 南牧村防災会議条例 .....	209
1-2 南牧村災害対策本部条例 .....	210
1-3 南牧村防災会議委員 .....	211
1-4 防災等に関する協定一覧 .....	212
<b>2 災害対策資料</b> .....	<b>213</b>
2-1 防災関係機関一覧 .....	213
2-2 南牧村の災害履歴 .....	216
2-3 災害危険区域一覧 .....	217
2-4 消防団関係資料 .....	233
2-5 指定文化財一覧 .....	233
2-6 避難施設一覧（指定避難所・指定緊急避難場所） .....	234
2-7 ヘリポート予定地 .....	234
2-8 要配慮者利用施設一覧 .....	235
2-9 通信関係 .....	237
2-10 災害時優先電話等 .....	237
2-11 被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告) .....	237
2-12 医療機関、薬局等一覧 .....	239
2-13 応急仮設住宅建設候補地 .....	239
<b>3 様式関係</b> .....	<b>240</b>
3-1 災害概況即報 .....	240
3-2 被害状況即報 .....	242
3-3 災害確定報告続紙 .....	243





---

# 第1部 総則

---



## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南牧村防災会議が策定するものであり、村、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力し、本村の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域における各種団体が行う事項、自治体間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

## 第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、村の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の機関と相互に密接な連携を図る。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、村、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとる。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

### 1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### **3 適切かつ速やかな災害復旧・復興**

災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

#### 1 南牧村

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関すること。	12 緊急輸送の確保に関すること。
2 防災に関する訓練に関すること。	13 災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。
3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。	14 災害復旧及び復興計画に関すること。
4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。	15 村防災会議に関すること。
5 予報・警報の伝達に関すること。	16 村内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
6 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）に関すること。	(なんもくふれあいテレビ)
7 消防、水防その他の応急措置に関すること。	1 村民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
8 被災者の救難、救助その他保護に関すること。	2 村民に対する災害応急対策の周知徹底
9 被災した児童・生徒の応急の教育に関すること。	3 社会福祉協議会等による義援金品の募集・分配への協力
10 施設及び設備の応急復旧に関すること。	4 有事の際の正確な情報提供と応急対策の伝達（交通情報、災害情報、救援情報など）
11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。	

#### 2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
富岡甘楽広域市町村圏 振興整備組合消防本部 下仁田消防署南牧分署 及び南牧村消防団	1 火災等に対する予防、防衛及び拡大防止対策に関すること。 2 消防機材等の整備充実及び訓練に関すること。 3 災害時における人命救助に関すること。 4 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。

### 3 群馬県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
富 岡 警 察 署 磐 戸 駐 在 所 砥 沢 駐 在 所	1 災害時の公安警備に関すること。 2 警察通信の防護及び確保に関すること。 3 交通応急対策に関すること。 4 村の地域内の防災機関からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 5 県警本部及び周辺警察署との連携に関すること。 6 警察整備資機材の確保に関すること。
群 馬 県 市 町 村 課	1 人的・物的応援の市町村との調整に関すること。
富 岡 行 政 県 税 事 務 所	1 県地域防災計画による地方部内の連絡に関すること。 2 災害関係職員の動員派遣に関すること。 3 気象予警報等の伝達に関すること。 4 富岡合同庁舎財産の災害対策に関すること。 5 市町村における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。 6 緊急輸送車両の確認事務に関すること。 7 商工業に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。
富 岡 保 健 福 祉 事 務 所	1 災害時の医療、助産、防疫対策に関すること。
西 部 環 境 森 林 事 務 所	1 災害時における、ごみ・し尿に係る応急対策の指導に関すること。
富 岡 森 林 事 務 所	1 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。
西 部 農 業 事 務 所	1 農業関係事業全般の災害対策に関すること。 2 災害時の農業生産技術の指導に関すること。 3 農業関連施設及び農作物の被害調査に関すること。 4 家畜関連施設の災害予防及び応急対策に関すること。 5 災害時の家畜の防疫に関すること。 6 家畜及び飼料作物の被害調査に関すること。 7 管内市町村及び土地改良等関係団体への防災指導に関すること。 8 被災農業関連施設の早期復旧対策樹立に関すること。
富 岡 土 木 事 務 所	1 防災行政無線による予警報等の伝達に関すること。 2 河川道路等公共土木施設の保全及び災害予防並びに応急対策に関すること。 3 管轄施設の被害調査に関すること。 4 被災施設の早期復旧に関すること。
西 部 教 育 事 務 所	1 災害救助用教科書等支給の協力に関すること。 2 災害時の応急教育及び指導に関すること。 3 教職員の確保及び調整に関すること。 4 管轄施設被害調査に関すること。

#### 4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に 関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関 東 総 合 通 信 局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関 すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、 周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により 許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する こと。
関 東 財 務 局 ( 前 橋 財 務 事 務 所 )	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関 東 信 越 厚 生 局	1 管内の被害状況の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
群 馬 労 働 局	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要なる労働力の確保に関すること。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
関 東 農 政 局 ( 群 馬 県 拠 点 ほ か )	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は 指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、 堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止 等の施設の整備に関すること。 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食料の供給に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	<p>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する こと。</p> <p>(6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員 に関すること。</p> <p>3 災害復旧</p> <p>(1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に 関すること。</p> <p>(2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>4 その他</p> <p>農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</p>
<p>関 東 森 林 管 理 局 (下仁田森林事務所)</p>	<p>1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する こと。</p> <p>2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関すること。</p>
<p>関 東 経 済 産 業 局</p>	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと。</p> <p>2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
<p>関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部</p>	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に 関すること。</p> <p>2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
<p>関 東 地 方 整 備 局 (高崎河川国道事務所ほか)</p>	<p>管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及 び管理のほか、次の事項に関すること。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災上必要な教育及び訓練</p> <p>(2) 通信施設等の整備</p> <p>(3) 公共施設等の整備</p> <p>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(5) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(6) 豪雪害の予防</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等</p> <p>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</p> <p>(6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄</p> <p>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要</p>



機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
関 東 運 輸 局 ( 群 馬 運 輸 支 局 )	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
東 京 航 空 局 ( 東 京 空 港 事 務 所 )	1 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東 京 管 区 気 象 台 ( 前 橋 地 方 気 象 台 )	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

## 5 陸上自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第 1 2 旅 団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

## 6 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 株	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害特別事務取扱いに関すること。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。こと。 2 重要通信の確保に関する事。こと。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。こと。 2 重要通信の確保に関する事。こと。
日 本 銀 行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。こと。
日 本 赤 十 字 社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。こと。 2 救護所の開設及び運営に関する事。こと。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。こと。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。こと。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。こと。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。こと。 7 外国人の安否の調査に関する事。こと。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。こと。
日 本 放 送 協 会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。こと。 2 気象予報・警報の周知に関する事。こと。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。こと。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。こと。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。こと。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。こと。
東日本高速道路(株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。こと。 2 緊急通行路の確保に関する事。こと。
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事。こと。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。こと。
国 立 研 究 開 発 法 人 量 子 科 学 技 術 研 究 開 発 機 構 (高崎量子応用研究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。こと。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。こと。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。こと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 通 運 (株) ( 群 馬 支 店 )	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) ( 高 崎 支 社 )	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。

## 7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
( 公 社 ) 群 馬 県 医 師 会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
( 公 社 ) 群 馬 県 歯 科 医 師 会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
( 公 社 ) 群 馬 県 看 護 協 会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
( 一 社 ) 群 馬 県 L P ガ ス 協 会	1 L P ガス設備の保安の確保に関する事。 2 L P ガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
群 馬 県 石 油 協 同 組 合	1 石油等燃料の供給に関する事。
地 方 鉄 道 事 業 者	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
( 一 社 ) 群 馬 県 バ ス 協 会 ( 雨 沢 ハ イ ヤ ー )	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。
( 一 社 ) 群 馬 県 ト ラ ッ ク 協 会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
放 送 機 関 群 馬 テ レ ビ (株) (株) エ フ エ ム 群 馬	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。

## 8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報 道 機 関	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
甘楽富岡農業協同組合 南 牧 村 森 林 組 合	1 共同利用施設の保全に関する事 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事 3 県又は村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事
病 院 経 営 者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事 2 被災傷病者の救護に関する事
(一社)群馬県薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関する事
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事
南牧村社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事 2 義援金品募集及び配分に関する事 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事
南 牧 村 商 工 会	1 被災事業者に対する支援に関する事 2 県又は村が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事 4 物価の安定についての協力に関する事
金 融 機 関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事
学 校 法 人	1 児童、生徒等の安全の確保に関する事 2 避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関する事
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関する事 2 周辺住民の安全の確保に関する事
建 設 業 協 会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関する事
農業用排水施設の管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事
保 育 施 設 管 理 者 等	1 避難施設の整備と訓練 2 被災時における保育対策 3 被災施設の災害復旧
各 種 団 体 等	1 村が行う災害救助等についての協力 2 義援金品の募集・配分への協力 3 炊出し作業
甘楽西部環境衛生施設組合	1 災害時における、ごみ・し尿に係る応急対策に関する事

〈関係資料〉資料編 2 - 1 防災関係機関一覧

## 9 住民、自主防災組織、事業者

### (1) 住民

- ア 防災・減災の知識習得
- イ 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討
- ウ 災害緊急連絡網の普及推進
- エ 飲料水・食料・生活用品等の最低3日分、推奨1週間分の備蓄と点検
- オ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- カ 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達
- キ 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援
- ク 災害廃棄物の分別
- ケ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

### (2) 自主防災組織

- ア 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検
- イ 地域の災害危険性の把握、点検
- ウ 災害緊急連絡網の普及推進
- エ 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力
- オ 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- カ 自主防災リーダーの養成
- キ 自主防災活動、訓練の実施
- ク 災害関連情報等の収集、伝達
- ケ 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力
- コ 災害時の避難所の自主運営
- サ 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力

### (3) 事業者

- ア 従業員の防災教育、訓練
- イ 事業継続計画（BCP）の作成・更新
- ウ 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討
- エ 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検
- オ 自衛消防活動・訓練
- カ 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導
- キ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- ク 避難行動要支援者等の避難支援
- ケ 災害廃棄物の分別
- コ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

## 第4節 村の概況

本村は、長野県に接する群馬県の西南端に位置し、西は妙義荒船佐久高原国定公園内の星尾、田口、余地、矢沢、大上の各峠を越えて長野県佐久市、佐久穂町に接している。東西 12 km、南北 8 km にわたり、南・北・西はいずれも標高 800m から 1,400m の山に囲まれていて、長野県界を源泉とした西から東に流れる南牧川により南北に二分されている。南牧川とその支流はともに溪谷をつくり、既存の集落はこれらの河川に沿って比較的平坦な土地を求めて開けた農山村地域である。南牧村の位置は北緯 36 度 9 分・東経 138 度 53 分、標高 372m（役場の位置）にある。

また、地質的にみた南牧村は、基盤をつくる秩父古生層、跡倉中生層、山中地溝帯中生層及び新第三紀初期の内山層と、これらを不整合に覆う火山砕屑岩層（本宿グリーンタフ）と接する地点に位置している。したがって、南牧村の地質構造は、多様な地層が入り組んで複雑な仕組みになっている。

〈関係資料〉 資料編 2－2 南牧村の災害履歴

## 第5節 地震被害の想定

本計画では、群馬県地震被害想定調査検討委員会が平成23年度から平成24年度にかけて行った地震被害想定調査の検討結果に基づき被害を想定する。

### 1 群馬県における地震被害想定調査

群馬県では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成7年度から3か年をかけて地震被害想定調査を行った。

その後、被害想定的前提とした社会条件等が大きく変化し、また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった状況を踏まえ、平成23～24年度にかけて、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法等の見直しを行ったことである。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定している。

以下に、南牧村に関する部分について概要を示す。

#### (1) 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層（帯）とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている（地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会、2010）。以上により、断層の不確かさを考慮した上で、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)
深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121	60 南西 傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8	45 南西 傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8	45 東傾 斜	20	18	2

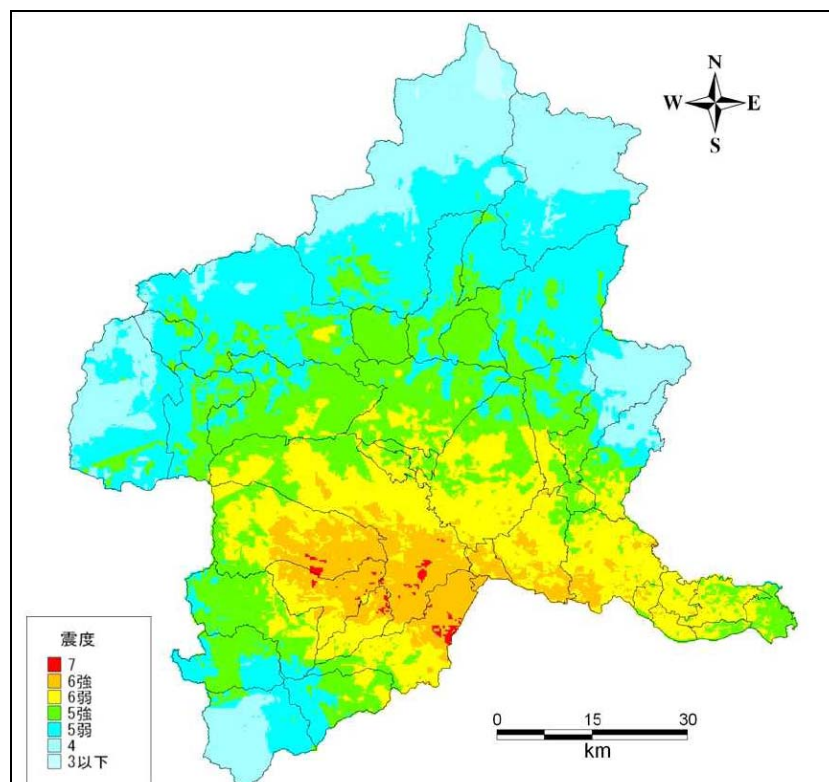
## 2 被害の想定

### (1) 震度

「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」において想定されている南牧村の最大震度は5強であり、広い範囲で5強から5弱に達すると予測されている。

なお、「太田断層による地震」及び「片品川左岸断層による地震」については、想定されている本村の最大震度は震度4及び3程度で、県の被害予測結果において本村の被害は見込まれていないため、以降は「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」における被害想定について記載する。

#### 深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震（M8.1）





(2) 建物被害

建物被害は、土砂災害の被害が大きく、全壊 48.9 棟、半壊 114.0 棟と想定されており、全影響人家数（南牧村の個々の急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区にある人家戸数）の中で半壊する割合は、6.08%となっている。

「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」における  
本村の建物被害の想定

	棟数	全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)
揺れ	2,421	0.0	0.00	9.3	0.38
液化		0.0	0.00	0.0	0.00
土砂災害	1,874 (全影響人家数)	48.9	2.61	114.0	6.08

	棟数	全出火件数		
		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
火災	2,526 (建物外形データ数)	0.0	0.0	0.0

(3) 人的被害

人的被害は、最大で、冬 5 時の時に死者数が 4.6 人、負傷者数が 6.2 人、重傷者が 2.9 人と想定されており、土砂災害による被害が最も多いとされている。

また、避難者数については、最大で、1 日後に 20.3 人と想定されている。

「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」における  
本村の人的被害の想定

		建物被害		屋外通行	土砂災害	火災	計
			屋内転倒				
冬 5 時	死者 (人)	0.0	0.0	0.0	4.6	0.0	4.6
	負傷者 (人)	0.5	0.3	0.0	5.7	0.0	6.2
	うち重傷者 (人)	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	2.9
夏 12 時	死者 (人)	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	1.7
	負傷者 (人)	0.3	0.2	0.0	2.1	0.0	2.4
	うち重傷者 (人)	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0
冬 19 時	死者 (人)	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	2.5
	負傷者 (人)	0.4	0.2	0.1	3.2	0.0	3.7
	うち重傷者 (人)	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	1.6

「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」における  
本村の避難者数の想定

	直後	1日後	2日後	4日後	1か月後
全避難者数	4.4	20.3	19.1	9.1	4.4
断水による避難者数		15.9	14.7	4.7	0.0
うち乳幼児（0～6歳）	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1
うち高齢者（65歳～）単身	0.9	4.1	3.8	1.8	0.9
うち高齢者（65歳～）配偶者有	1.6	7.5	7.1	3.4	1.6

(4) ライフライン被害

水道は、地震直後は13.5世帯（1.2%）で断水するが、4日後には4.7世帯（0.4%）まで断水世帯が減少すると想定されている。

下水、都市ガス、LPガス、電気の停電は、ともに被害件数は0件と想定されている。

「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」における  
本村のライフライン被害の想定

	給水世帯	直後		1日後		2日後		4日後	
		断水世帯数	率(%)	断水世帯数	率(%)	断水世帯数	率(%)	断水世帯数	率(%)
水道	1,087	13.5	1.2	15.8	1.5	14.6	1.3	4.7	0.4

	処理人口	被災人口	被災率(%)
下水	0.0	0.0	0.0

	供給件数	供給停止数	供給停止率(%)
都市ガス	0	0.0	-

	消費者数	被害件数	被害率(%)
LPガス	1,100	0.0	0.0

	電柱被害率(%)	停電率(%)
電気	0.0	0.0

(5) 食料・飲料水

食料、飲料水ともに村及び県の備蓄により、3日後においても不足なく供給できる。

なお、当初は避難者の家庭備蓄食料で賄い、その後、村及び県の備蓄食料を供給すると仮定している。

「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」における  
本村の食料・飲料水の過不足

	備蓄食料			過不足量		
	県	村	合計	1日後	2日後	3日後
食料(食)	0	2,070	2,070	2,079	2,012	1,943
飲料水(ℓ)	0	964	964	989	941	892

(6) 災害廃棄物

地震被害により発生する災害廃棄物は、1.8万トンに達すると想定されている。

「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）による地震」における  
本村の災害廃棄物の想定

	木造	非木造	合計
災害廃棄物	1.8万トン	0.0トン	1.8万トン

## [注記] 本計画における用語について

住 民	村内に住所を有する者、他市町村から村内に通学・通勤する者及び災害時に村内に滞在する者等を含める。
要 配 慮 者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。
避難支援等関係者	災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援を担う村、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
ライフライン	水道（農業用水を含む。）、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
自主防災組織	地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意の防災組織をいう。 災害対策基本法第5条第2項において規定されている。
緊急避難場所	災害時の危険を回避するために緊急的・一時的に避難する場所をいう。
指定緊急避難場所	緊急避難場所のうち、災害対策基本法の基準に適合するものをいう。
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等をいう。
指定避難所	避難所のうち、災害対策基本法の基準に適合するものをいう。
福祉避難所	高齢者等の避難行動要支援者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難施設をいう。

---

## 第2部 災害予防対策

---



---

# 第1章 災害に強いまちづくり

---

## 第1節 水害の予防

### 1 河川改修事業

河川管理者は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図り、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、老朽化堤防の整備及び水害の危険性の高い地区への河川改修、護岸工事等の事業促進を図る。

### 2 河川の維持管理

村は、県と連絡を密にし、消防団、富岡警察署磐戸駐在所等の関係機関の協力のもと河川巡視を行い、出水に対する危険箇所の発見及び河川の不法使用等の取締りを行うなど、維持管理に万全を期するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

### 3 水害リスク情報の周知

村は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

### 4 かんがい用排水路等の点検

災害時におけるかんがい用排水路・ため池等は、点検の実施と適宜な予防措置を講じ、未然に災害を防止するように努める。

### 5 河川及び水路事業

村内の堤防護岸、水路等の現状を常に把握し、施設の維持管理に万全を期する。

### 6 ため池等整備事業

村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図る。

## 第2節 土砂災害の予防

### 1 土砂災害防止対策の推進

#### (1) 土砂災害危険区域の指定への対応

村は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずる。

ア 円滑な警戒避難が行われるよう必要な事項を本計画に記載

イ 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備

ウ ハザードマップの作成と周辺住民への配布

#### (2) 土砂災害危険箇所の把握と周知

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

村は、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により、地区住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

#### (3) 土砂災害警戒情報の活用

村は、大雨による土砂災害等の発生の危険性が高まったときに前橋地方気象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する土砂災害警戒情報について避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努める。

〈関係資料〉資料編 2－3 災害危険区域一覧

### 2 山地防災事業の推進

村は、地質・地形・降雨量等の関係から地下水が湧き出し、地すべり・山崩れのおそれのある危険地域の調査を励行し、危険度の高い地域について、治山事業又は、地すべり防止事業を富岡森林事務所に働きかけ、災害予防に万全を期する。

### 3 道路災害危険地区の予防対策

村は、道路の落石等危険箇所を、危険度の高い箇所から順次予防対策工事を促進する。

### 4 住宅等の危険箇所の調査と安全立地の促進

(1) 住宅地図にがけ崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難所等を記入し、防災関係機関が共有し保管することにより、地震発生時の迅速な対応を図る。

(2) 村は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域に



おける住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

## 第3節 雪害の予防

### 1 雪害に強いまちづくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立、行政機能の阻害等を防ぐ雪害に強いまちづくりを行う。

### 2 雪に強い道路の整備

村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

### 3 道路の除雪体制の整備

村は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進める。

特に、集中的な大雪に対して道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

- (1) 融雪資機材の整備
- (2) 融雪剤の備蓄
- (3) 除雪要員の確保

### 4 除雪（雪下ろしを含む。）援助体制の整備

個人では対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、更には村による対応も必要となってくる。

村は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。

### 5 大雪に対する道路管理体制の整備

村は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

## 6 防災訓練の実施

村は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

## 7 建設事業者の健全な存続

村は、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設事業者の健全な存続に努める。

## 8 住民に対する大雪時の留意事項の周知

村、県、県警察、消防機関は、住民に対し、以下の大雪時の留意事項の周知、徹底を図る。

- (1) ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- (2) 不要不急の外出は見合わせる。
- (3) 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、冬用タイヤ装着やタイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。
- (4) エンジンのかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
- (5) カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- (6) 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
- (7) 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- (8) 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- (9) 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。
- (10) 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

## 第4節 地震に強いまちづくりの推進

### 1 地震に強いまちづくりの推進

村は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

また、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川などについては、計画的に整備するよう努める。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

また、村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

### 2 地震に対する災害予防

#### (1) 地震発生時の心構えの周知

住民が地震時に心得ておくべき注意事項を地震発生時はもちろん、常時機会をとらえて周知し、住民自らの確な応急措置の実施と被害の拡大防止を図れるよう努める。

特に次の点に留意してその啓蒙を図る。

#### ア 平素の心得

火気使用施設などの安全設備

危険物の点検

応急消火用水の用意

落下物の防止ととっさの退避

非常持出しの確認整理

応急用工作用具の準備

#### イ 地震時の処理

手早く火の始末をする。

危険物の取扱いに留意する。

自主的な防災活動への従事

あわてずに行動する。

家具・物件などを道路上に搬出しない。

応急救護と救急車の要請

避難の指示・誘導に従う。

公共機関からの情報に注意する。

## 第5節 その他災害種別の災害予防

### 1 大火に対する災害予防

#### (1) 消防団による大火災害予防

##### ア 点検計画

点検は、隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、不備な点は、これを整備又は反復訓練により是正し、消防活動に際し有効適切な措置をとらせることを目的とし、随時実施する。

##### イ 火災予防査察

火災の未然防止及び被害の拡大防止のため消防署は、年間随時、消防団は、年間2回以上担当区域内の火災予防査察を実施する。

##### (ア) 特殊防火対象物の査察

消防法施行令第1条の2に定める防火対象物については、防火管理者等の協力を得て、予防対策・消防用設備等を重点的に随時査察するとともに、当該防火対象物の消防計画の適正化及び設備の維持管理等防火管理業務全般についての指導を行う。

(イ) 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合火災予防条例別表第1及び第2に指定する防火対象物（前号に該当する防火対象物を除く。）については、前号に準じて査察を実施する。

##### (ウ) 一般家庭の査察

火災の多発期に実施される春秋2回の火災予防運動週間を通じ、火気を取り扱う設備器具その他火災予防上必要な事項について査察する。

#### (2) 通信系統の確保並びに水利確保の要員待機

大火の発生に備えて、消防無線の点検整備を行い、関係機関との連絡を密にするとともに、火災予防の呼びかけ・消防職団員への出動要請・区域外の消防隊の応援要請などに活用するため、防災行政無線及びなんもくふれあいテレビを利用する。また、告知放送・テレビ・FAX一般加入電話の通信系統の確保を図る。水利確保のため、上水道による場合は、建設課と連絡を密にし、用水路等の重要箇所には分団員を必要に応じて配置・待機させる。

〈関係資料〉資料編2-4 消防団関係資料

### 2 文化財災害予防

文化財を火災・地震等の災害から守るため村教育委員会は、消防・警察等の関係機関と協力し、常時所有者・管理団体等に対し、次の事項を指導する。

#### (1) 建造物の予防

ア 防火管理の体制を完備する。

イ 環境の整理整頓を実施する。

- ウ 火の使用を特に注意させ、場合によっては制限する。
  - エ 火災・危険等の早期発見と施設の改善を行う。
  - オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
  - カ 消火設備を完備する。
  - キ 警報設備を完備する。
  - ク 避雷装置を極力設置する。
  - ケ 消防用水の確保措置を講ずる。
  - コ 消防自動車の進入道路を確保する。
  - サ き損等の事故防止措置を講ずる。
- (2) 美術工芸品等は、極力耐火・耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導する。
- (3) 他市町村の応援
- 隣接市町村との消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

〈関係資料〉 資料編 2－5 指定文化財一覧

### **3 火山災害に対する予防**

#### (1) 火山情報の伝達体制の整備

村は、気象台から発表される噴火警報・予報を確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、県、気象台、浅間山火山防災協議会等の関係機関から発出される情報を把握するよう努める。

#### (2) 火山災害の危険性の周知

村は、風水害や地震による災害にとどまらず、火山災害の危険性についても広報紙等を活用して住民に周知するよう努める。

### **4 道路災害の予防**

村は、国、県及び防災関係機関と協力し、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害を未然に防止し、車両、自転車、歩行者及び周辺住民等の安全を確保するため、道路の管理、保全を図る施策を実施する。

### **5 林野火災の予防**

林野火災を防止するため、一般入山者及び住民等、特に児童・生徒等、関係者に対し予防意識の高揚を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロールの強化、火災警報発令中の火の使用制限の徹底に努める。

## 第6節 避難場所・避難所・避難路の整備

### 1 避難場所及び避難所の整備

- (1) 村は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努める。
- (2) 村は、指定した緊急避難場所及び避難所について、住民に対し広報紙等により周知を図るとともに、表示板、案内板等を掲げるように努める。
- (3) 村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努める。

### 2 避難路等の整備

- (1) 迅速かつ安全な避難を確保するため、必要に応じ避難路を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識等の整備に努める。
- (2) 村は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。
- (3) 次に掲げる施設の管理者は、居住者、利用者等を安全に避難させるため防災責任者を定めておくとともに、避難計画を策定しておく。
  - ・学校、保育園、病院、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数のものが利用する施設
- (4) 村は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

## 第7節 建築物の安全性の確保

### 1 防災上重要な施設の堅ろう化

村及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図る。

なお、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める

- (1) 災害対策本部が設置される施設
- (2) 応急対策活動の拠点施設
- (3) 救護活動の拠点施設
- (4) 避難施設
- (5) 社会福祉施設
- (6) 不特定多数の者が利用する施設

### 2 建築物の防災構造

地震・大火災等による建造物の損害を予防するため、次の事項の推進を図る。

- (1) 地震対策
  - ア 不燃性及び耐震性建築物の建築促進を図る。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
  - イ 公共建築物の耐震耐火構造を促進する。
- (2) 火災対策
  - ア 住宅・その他建築物の防火構造化を促進する。

### 3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

村及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

### 4 建築基準の遵守指導

村は、県と連携し、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努める。

### 5 危険物施設

危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性及び引火性物品、あるいは毒物・劇薬等の保存施設管理者は、災害による被害を最小限にとどめ、施設の従事者並びに周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関と相互協力し、事前措置及び災害発生時の措置を定める。



## 第8節 ライフライン施設等の機能の確保

### 1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村、ライフライン事業者、廃棄物処理業事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図る。
  - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
  - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
  - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (2) 村及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

### 2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

### 3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

### 4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

### 第1節 緊急地震速報と地震情報

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、気象庁が発表する速報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

##### (2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を経由し、防災行政無線等を通して住民に伝達される。

#### 2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時点を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を

地震情報の種類	発表基準	内 容
		入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を 図情報として発表

## 第2節 避難誘導体制の整備

### 1 警報等伝達体制の整備

- (1) 村は、警報及び避難勧告等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、広報車、ケーブルテレビ等の整備を図るとともに、伝達ルートを明確にしておく。
- (2) 村は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (3) 村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

### 2 避難誘導計画の作成

- (1) 村は、消防機関、警察署、自主防災組織等と協議して避難誘導に係る次の計画を作成する。その際には、高齢者等の要配慮者の視点に配慮するとともに、次の事項を定める。
- ア 避難勧告等の発令基準
  - イ 避難勧告等の伝達方法
  - ウ 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
  - エ 避難経路及び誘導方法
- (2) 村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくいことが多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

- (3) 村は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、村は、避難訓練の実施や防災マップの配布等により、避難に関わる事項の周知を図る。
- (4) 村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。
- (5) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）について、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (7) 村は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (8) 村は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

〈関係資料〉資料編 2－6 避難施設一覧

### 3 避難誘導訓練の実施

村は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

### 4 避難場所及び避難所等の周知

村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を行う基準
- (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

### 5 案内標識の設置

- (1) 村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。

- (2) 村は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地域の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。
- (3) 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (4) 村は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 6 要配慮者への配慮等

- (1) 村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (2) 村は、外国人旅行者等の避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (4) 村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 第3節 災害危険区域の災害予防

### 1 災害危険区域の種類

- |              |              |          |
|--------------|--------------|----------|
| (1) 土木関係     | (2) 治山関係     | (3) 農地関係 |
| ア 重要水防箇所     | ア 山腹崩壊危険地区   | 地すべり危険箇所 |
| イ 浸水想定区域     | イ 地すべり危険地区   |          |
| ウ 土石流危険溪流    | ウ 崩壊土砂流出危険地区 |          |
| エ 急傾斜地崩壊危険箇所 | エ 雪崩危険箇所     |          |
| オ 地すべり危険箇所   |              |          |
| カ 土砂災害警戒区域   |              |          |
| キ 土砂災害特別警戒区域 |              |          |
| ク 雪崩危険箇所     |              |          |

〈関係資料〉 資料編 2 - 3 災害危険区域一覧

### 2 住民等に対する危険性の周知

- (1) 村は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知する。また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施する。
- (2) 村は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい溪流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの

配布など、入山者への注意喚起に努める。

### **3 土地利用の誘導**

村は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発に努める。

### **4 警戒避難体制の整備**

村は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

### **5 ハザードマップの作成**

土砂災害警戒区域等の災害危険区域、情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップを作成し、住民等に配布する。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明する。

### **6 要配慮者への配慮**

- (1) 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (2) 浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

## 第4節 災害未然防止活動体制の整備

### 1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

### 2 水防活動の実施

村は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

### 3 気象情報の効果的利活用体制の整備

村は、前橋地方気象台が発表する気象警報・注意報・気象情報や、気象台及び県の助言を活用して、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の基準設定等防災体制の整備に役立てる。

## 第5節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

### 1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

村は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

### 2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 村は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。
- (2) 村は、防災行政無線、なんもくふれあいテレビ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。



### 3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 村は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、なんもくふれあいテレビ、インターネット等による情報収集体制を整備する。
- (2) 村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を県と相互に伝達する体制の整備に努める。

### 4 情報の分析整理

村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

## 第6節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、村は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

### 1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

村は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

### 2 災害時優先電話の指定

村は、災害時における防災関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておく。

### 3 代替通信手段の確保・活用

村は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、次の代替通信手段の確保に努める。

#### (1) アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には、緊密な連携の基にその活用を図るとともに、可能な支援を行う。

- (2) 警察無線
- (3) 消防無線
- (4) 携帯電話

#### **4 通信の多ルート化**

村は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと村の防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

#### **5 通信訓練への参加**

村は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努める。

### **第7節 職員の応急活動体制の整備**

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

#### **1 職員の非常参集体制の整備**

村は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

#### **2 職員に対する応急活動内容の周知徹底**

村は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直す。

## 第8節 防災関係機関の連携体制の整備

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

### 1 本村における応援体制の整備

(1) 村は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努める。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。

また、村は、県への応援要求が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を取り決めておく等の必要な準備を行う。

〈関係資料〉資料編1-4 防災等に関する協定一覧

### 2 県警察に対する応援要請体制

村は、県警察に対して「広域緊急援助隊」の要請を行うための手順、連絡先等を確認しておく。

### 3 市町村における受援・応援体制の整備

(1) 村は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努める。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。

また、村は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行う。

(2) 村は、避難勧告等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方气象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 村は、受援計画を定めるなど、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

(4) 村は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

#### **4 消防機関との応援体制の整備**

(1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努める。

なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部（11本部）が相互応援協定を締結した。

(2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

#### **5 自衛隊との連携体制の整備**

村は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく。

#### **6 一般事業者等との連携体制の整備**

村は、災害時における食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

#### **7 救援活動拠点の整備**

村は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

#### **8 円滑な救助の実施体制の構築**

村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、県と調整を行っておく。

## 第9節 防災中枢機能等の確保

### 1 防災中枢機能の整備

- (1) 村は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。
- (2) 村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

### 2 災害活動拠点等の整備

村、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努める。

### 3 災害活動拠点等の整備

- (1) 村は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。
- (2) 村は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努める。

### 4 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、南牧村業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などに努める。

### 5 資機材等の点検整備

村は、本計画で整備するよう記載のある災害応急対策のための各種資機材を、災害時に有効に活用できるよう定期的に点検整備を行う。

## 第10節 救助・救急、医療及び消火活動体制整備

### 1 救助・救急活動体制の整備

#### (1) 救急・救助用資機材の整備

ア 村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、県（危機管理課）及び村は、これを資金面で支援する。

#### (2) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、村はこれら資機材の保有状況を把握しておく。

### 2 医療活動体制の整備

#### (1) 医薬品、医療資機材の備蓄等

村及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努める。

#### (2) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 村は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

#### (3) 災害医療の研究

公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進する。

### 3 保健医療活動の調整機能の整備

#### (1) 保健医療活動の総合調整の実施体制の整備

村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

## 4 消火活動体制の整備

### (1) 消防水利の多様化

村は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

### (2) 関係機関等との連携強化

村は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

### (3) 消防用機械・資機材の整備

村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

## 第11節 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

### 1 輸送拠点の確保

村及び県は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮する。

〈関係資料〉資料編2-7 ヘリポート予定地

### 2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、村及び県は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

### 3 道路の応急復旧体制等の整備

(1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。

(2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。

(3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

### 4 燃料の確保

村は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。



## 第12節 避難の受入体制の整備

### 1 指定緊急避難場所

#### (1) 指定緊急避難場所の指定

ア 村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

イ 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

#### (2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

### 2 指定避難所

#### (1) 指定避難所の指定

ア 村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

#### (2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配

慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、村は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図る。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

#### (4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 村は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。

イ 村は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進める。

ウ 村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

オ 避難所における行動対策基準としては、南牧村新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月）に準ずる。

#### (5) 物資の備蓄

村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

村は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努める。

#### (6) 運営管理に必要な知識の普及

村は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努める。

#### (7) 福祉避難所

村は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

### 3 避難所外避難者への支援体制の整備

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、被災者の多くが車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行える体制整備に努める。

#### 4 応急仮設住宅等

##### (1) 資機材の調達・供給体制の整備

村は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

##### (2) 用地供給体制の整備

村は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

##### (3) 学校の教育活動への配慮

村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

##### (4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借上げ

村は、被災者用の住居として利用可能な村営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

## 第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

### 1 備蓄計画

- (1) 村は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進する。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。
- (4) 村は、各家庭において最低3日分、推奨1週間分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努める。
- (5) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。
- (6) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

### 2 調達計画

村は、県等と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

## 第14節 広報・広聴体制の整備

### 1 広報体制の整備

(1) 村及びライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難の勧告又は指示（緊急）等の内容	各種相談窓口
避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア等

エ 広報媒体の整備を図る。

広報車、防災行政無線、携帯電話

オ 災害時における報道要請及びその受入について、報道機関との間で協定を締結する等して協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

### 2 広聴体制の整備

村、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

## 第15節 二次災害の予防

### 1 被災宅地危険度判定士の確保

村は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、県が行う被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策の推進に協力する。

### 2 被災宅地危険度判定体制の整備

村は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行う。

## 第16節 複合災害対策

### 1 複合災害への備え

村は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するよう努める。

### 2 複合災害時の災害予防体制の整備

村は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

### 3 複合災害を想定した訓練の実施

村は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第17節 防災訓練の実施

村、県その他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施する。

### 1 個別訓練の実施

南牧村地域防災計画に定める災害応急対策を完全に実施するため、次の防災に関する訓練を実施する。

- (1) 火災訓練
- (2) 避難等救助訓練
- (3) 災害通信訓練
- (4) その他の訓練

### 2 広域的な訓練の実施

村は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込む。

### 3 図上訓練の実施

村、県その他防災関係機関は関係職員の状態、判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施する。

### 4 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 村、県その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (2) 村、県その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第3章 住民等の防災活動の促進

### 第1節 防災思想の普及

#### 1 防災知識の普及

村及び消防機関は、住民に対し、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図る。

- (1) 風水害、地震災害、雪害、事故災害等の危険性
- (2) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (3) 早期避難の重要性
- (4) 家庭防災会議の開催促進

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておくよう家庭防災会議の開催を促進する。

ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

イ 家族間の連絡方法

ウ 避難場所、指定避難所及び避難路の確認

(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)

エ 安全な避難経路の確認

オ 非常持ち出し品のチェック

カ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

キ 気象情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等避難情報の入手方法

ク 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

ケ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

- (5) 非常持ち出し品の準備

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)

イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)

ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等)

エ 携帯ラジオ



オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

カ 衣類（下着、上着、タオル等）

(6) 避難時の留意事項

ア がけや川べりに近づかない。

イ 避難方法

徒歩で避難する。

携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。

ウ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

エ 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

(7) 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

市町村役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(8) 電話に関する留意事項

ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障をきたすので控える。

イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

## 2 学校教育による防災知識の普及

村は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童・生徒の防災意識の高揚を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

## 3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

村は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、防災マップ等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

## 4 防災訓練の実施指導

村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

## **5 要配慮者等への配慮**

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## **6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立**

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

## **7 疑似体験装置等の活用**

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努める。

## **8 被災地支援に関する知識の普及**

村、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

## **9 緊急地震速報の普及啓発**

村は、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

### 住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。</li> <li>・扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>
集客施設	<p>○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段などに殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</li> </ul>
屋外	<p>○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>○壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

## 第2節 住民の防災活動の環境整備

### 1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

#### (1) 消防団の育成強化

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

#### (2) 自主防災組織の育成強化

村は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図る。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

#### (3) 自主防犯組織の育成強化

村は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

### 2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

村は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立する。

#### (1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

村は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

#### (2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

村は、災害時の被災地における一般ボランティアの受入れやコーディネーター等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」と連携し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

#### (3) 各領域における専門ボランティアとの連携

村の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

#### (4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害

時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

### 3 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県及び市町村が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えらる

いう特徴があり、地域防災力向上の鍵を握るものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、村が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ村と協定を締結するなど、平時から村との連携に努める。

村は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行う。

- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、村全体の機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (5) 村及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。

また、村は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

- (6) 村は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

- (7) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、この村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について村長に報告する。

- (8) 浸水想定区域内に位置し、この村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について村長に報告する。

- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

- (10) 村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

〈関係資料〉資料編 2－8 要配慮者利用施設一覧

#### 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行う。
- (2) 村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 第4章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、村、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

(要配慮者等の定義：P. 20 参照)

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- (1) 村は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報等は、福祉制度のシステム等から入手する。
- (4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
  - ア 要介護認定3～5を受けている者
  - イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所有する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
  - ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
  - エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
  - オ 村の生活支援を受けている難病患者
  - カ 上記以外で村長が必要と認めた者
- (5) 避難行動要支援者名簿に掲載する内容
  - ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 住所又は居所
  - オ 電話番号その他の連絡先
  - カ 避難支援等を必要とする事由



キ 上記以外で村長が必要と認めた事項

## 2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

(1) 村は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等に必要な以下の措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

ウ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。

(2) 村は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立に努める。また、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

## 3 円滑な避難のための通知又は警告の配慮

村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては以下の事項に留意する。

(1) 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

(2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

(3) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

## 4 避難体制の強化

村は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の

指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難勧告等の伝達体制の整備

村が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 避難場所から避難所への移送

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

## 5 環境整備

村は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

## 6 人材の確保

村は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

## 7 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の定義

この節において、要配慮者利用施設とは、次に掲げる施設をいう。

なお、本村における要配慮者利用施設は、資料編 2－8 のとおりである。

- ア 児童福祉施設
- イ 老人福祉施設
- ウ 障害者福祉施設
- エ 医療提供施設
- オ 幼稚園
- カ その他

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難場所、避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 村、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(4) 村の支援

村は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行う。

- ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水等）に関する情報の提供
- イ 防災気象情報の提供
- ウ 避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供
- エ 要配慮者利用施設に対する避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の伝達体制の整備
- オ 緊急時における村と要配慮者利用施設との連絡体制の整備
- カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- キ 要配慮者利用施設における防災教育への協力

〈関係資料〉 資料編 2－8 要配慮者利用施設一覧

## 8 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、村と協力して次の支援を行う。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ウ 避難行動要支援者に対する防災教育・啓発への協力

## 9 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

## 10 防災教育及び啓発

村は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

## 11 防災と福祉の連携

村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

---

## 第5章 その他の災害予防

---

### 第1節 孤立化集落対策

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

村は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防機関、警察機関等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努める。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

#### 2 孤立化の未然防止対策

- (1) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- (3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
- (4) 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- (5) 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置するよう努める。
- (6) 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- (7) 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

- (8) 道路管理者は、孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

## 第2節 帰宅困難者対策

### 1 帰宅困難者の予測

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。

### 2 帰宅困難者に対する取組

- (1) 帰宅困難者のため、指定している既存の避難所など、一時避難施設の提供に努める。
- (2) 帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (3) 一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

### 3 学校の取組

学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努める。

## 第3節 災害廃棄物対策

### 1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。
- (3) 村は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (5) 村及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

## **第4節 り災証明書の発行体制の整備**

### **1 り災証明書の発行体制の整備**

- (1) 村は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 村は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。





---

## 第3部 風水害応急対策

---



# 第1章 災害発生直前の対策

## 第1節 警報等の伝達

### 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

#### (1) 特別警報・警報・注意報の種類、概要及び発表基準

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類、概要及び発表基準は、次表のとおりである。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	雪崩注意報	雪崩により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(注)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

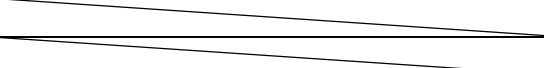
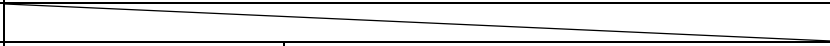
#### 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

## 気象予警報発表基準

発表官署：前橋地方気象台 令和元年5月29日現在

種 類	基 準			
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	13	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	146	
	洪水	流域雨量指数基準	南牧川流域=12.8、大塩沢川流域=5.4、大仁田川流域=6.2、底瀬川流域=4.2、星尾川流域=7.3	
		複合基準*1	南牧川流域=（10、11.5）、大塩沢川流域=（8、4.8）、大仁田川流域=（8、5.5）、底瀬川流域=（8、3.7）、星尾川流域=（8、6.5）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	山地	12時間降雪の深さ 20cm
			平地	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義浪高		
高潮	潮位			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	73	
	洪水	流域雨量指数基準	南牧川流域=10.2、大塩沢川流域=4.3、大仁田川流域=4.9、底瀬川流域=3.3、星尾川流域=5.8	
		複合基準	南牧川流域=（8、8.2）、大塩沢川流域=（8、3.4）、大仁田川流域=（5、4.9）、底瀬川流域=（7、3.3）、星尾川流域=（7、5.8）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	山地	12時間降雪の深さ 5 cm
			平地	12時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義浪高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25% で、実効湿度 50%*2		
	雪崩	①積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*3		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 湿度は前橋地方気象台の値

\*3 冬期の気温は前橋地方気象台の値

## (2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

### 特別警報・警報・注意報の発表区域

府県 予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域 (市町村)
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
		吾妻地域	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
		高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、 <b>南牧村</b> 、甘楽町

## 2 気象業務法に基づく府県気象情報等

### (1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

### (2) 記録的短時間大雨情報

群馬県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として前橋地方気象台が発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合）。

### (3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、前橋地方気象台

が群馬県北部及び南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

### 3 消防法に基づく火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報する。
- (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。
  - ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）
  - イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）
  - ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。
- (3) 火災気象通報は、天気予報等の発表区域に従い、群馬県南部、群馬県北部の2区域により行う。

### 4 消防法に基づく火災警報

村は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発する。

#### (1) 火災気象通報発令の基準

群馬県知事から火災気象通報を受領したとき、又は直接ラジオ・テレビ等により覚知したとき、あるいは管内の気象状況が火災予防上危険であると認める場合は、これを住民に伝達し、周知徹底を図るとともに、火災の予防・警戒に万全を期する。

#### ア 火災気象通報の発令基準

村長は、気象状況が次の各号に該当するときは消防法第22条の定めるところにより、火災警報を発令し、一定区域内における火の使用制限を行って、火災予防の万全を期する。

(ア) 実効湿度50%以下で、かつ、湿度25%以下となる見込みのとき。

(イ) 実効湿度50%以下で、かつ、湿度35%以下にして風速10m以上となる見込みのとき。

#### イ 火災警報の伝達方法

(ア) 防災行政無線・なんもくテレビ・告知放送・FAX・電話等を活用する。

(イ) 広報車をもって、宣伝パトロール隊を派遣し、管内全域の広報宣伝及び予防警戒を行う。

#### ウ 火災警報発令中における火の使用制限

(ア) 山林・原野において火入れをしないこと。

(イ) 花火を消費しないこと。

(ウ) 火遊び又はたき火をしないこと。

(エ) 引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。



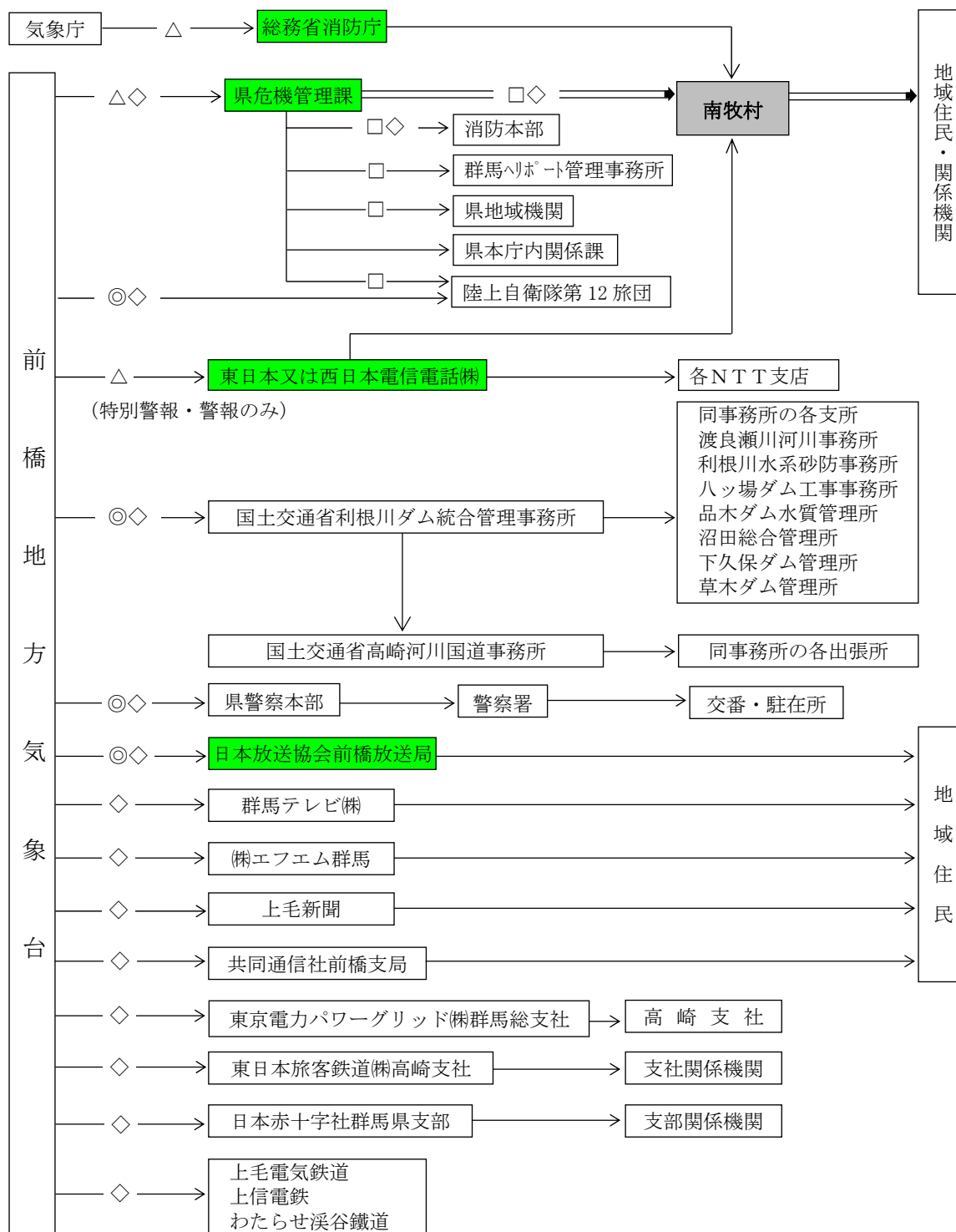
- (オ) 残火（タバコの吸いがらを含む。）・取灰又は火粉を始末すること。
- (カ) 屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じること。

## 5 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 群馬県県土整備部砂防課と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。
- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

## 6 気象警報・注意報等の伝達系統図

気象警報・注意報等の伝達系統は、次図のとおりとする。



(凡例)

■ で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

◎ 防災情報提供システム(専用線) △ 専用回線 □ 群馬県総合防災情報システム(防災情報通信ネットワーク)

◇ 防災情報提供システム(インターネット): 補助伝達手段

## 7 気象予警報の伝達を受けたときの対応

村長は、警報等の伝達を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を承知したときは、次の方法により住民及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その対策を速やかに実施する。

- (1) 村は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、有線放送、防災行政無線、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。なお、県及び市町村が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに村に通知し、村は直ちに住民等に周知する。
- (2) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

## 第2節 避難誘導

### 1 避難の勧告・指示等

#### (1) 避難準備・高齢者等避難開始・避難の勧告・指示（緊急）の実施

- ア 村長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難準備・高齢者等避難開始・避難の勧告又は指示（緊急）を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- イ 村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- ウ 村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を本庁以外の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。
- エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。
- オ 村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。
- カ 村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- キ 村長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示（緊急）を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示（緊急）を行う。
- ク 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合には、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言する。また、県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、村に積極的に助言する。

(表1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令の判断基準

	発令者	措置	発令する場合
避難準備・高齢者等避難開始	村長 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難開始</li> <li>一般住民の避難準備</li> </ul>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	<p>村長は次の発令判断基準を考慮して避難準備・高齢者等避難開始を発令する。また、その他の事象や天候を勘案して、早期に避難を呼びかける必要があるときは発令する。</p> <p><b>【村の発令判断基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>●大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表された場合</li> <li>●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報に切り替える可能性が高い旨言及されている場合</li> <li>●大雨警報が発表されていないくとも、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合</li> </ul>		

	発令者	措置	発令する場合
避難勧告	村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの勧告</li> <li>立退き先の指示</li> <li>屋内安全確保の指示</li> </ul>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</p> <p>知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</p>
	<p>村長は次の発令判断基準を考慮して避難勧告を発令する。また、その他の事象や天候を勘案して、至急避難を呼びかける必要があるときは発令する。</p> <p><b>【村の発令判断基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>●水位の状況や土砂災害の危険をカメラ画像や消防団からの報告等で知った場合</li> <li>●土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表された場合</li> <li>●土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</li> </ul>		

	発令者	措置	発令する場合
避難指示 (緊急)	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	・ 立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内安全確保の指示	(避難の勧告と同じ。)
	<p>村長は次の発令判断基準を考慮して避難指示（緊急）を発令する。また、その他の事象や天候を勘案して、緊急に避難を呼びかける必要があるときは発令する。</p> <p>【村の発令判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>● 特別警報は発表された場合</li> <li>● 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</li> </ul>		
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	警察官 (職務執行法第 4 条)	・ 避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	・ 避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいなくてとき。

	発令者	措置	発令する場合
災害発生情報	村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・ 命を守る最善の行動を促す。	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	村の発令基準		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川の越水・溢水が発生した場合（消防団等の報告により把握できた場合）</li> <li>● 土砂災害が発生した場合</li> </ul>		

(表2) 避難が必要な居住者等がとるべき行動等

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内より安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示（緊急）※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性

## (2) 明示する事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む。）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

## (3) 伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

## (4) 村から関係機関への連絡

村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を行ったときは、その内容を速やかに県（富岡行政県税事務所を經由して危機管理課、富岡行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

## (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示（緊急）の解除

- ア 村は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- イ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行う。

## 2 避難誘導

村、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し、次により避難の誘導を行う。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘察し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

## 3 要配慮者への配慮



村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

#### 4 警戒区域の設定

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (2) 村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（富岡行政県税事務所を經由して県危機管理課、富岡行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接県危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

## 第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1節 災害情報の収集・連絡

村、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りる。

#### 1 被害等の調査

(1) 被害状況等の調査は災害対策本部の分掌事務に基づき、次に掲げる調査機関が関係機関及び団体等の協力・応援を得て行い、村長に報告する。

調査事項	調査担当課	協力応援機関団体
村有財産被害	総務課	
被害状況報告	〃	富岡行政県税事務所
医療関係被害	保健福祉課	富岡保健福祉事務所
防疫関係被害	〃	〃
清掃施設、清掃関係事業等被害	〃	〃
農業関係被害	振興整備課	西部農業事務所
林業関係被害	〃	富岡森林事務所
農業土木施設被害	〃	西部農業事務所
公共土木施設被害	〃	富岡土木事務所
水道施設被害	〃	富岡保健福祉事務所
商業関係被害	情報観光課	南牧村商工会
教育財産被害	教育委員会	西部教育事務所
火災即報	消防本部	

(2) 被害状況の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏・重複のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整する。

(3) 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等の確を期する。

#### 2 村における災害情報の連絡

村における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は総務省消防庁に直接報告する。

総務省	応急対策室	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537、衛星 048-500-90-49013
消防庁	夜間(宿直室)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553、衛星 048-500-90-49102

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)に連絡する。

エ 応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

なお、各様式については、資料編を参照のこと。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に様式3-1「災害概況即報」により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、様式3-2「被害状況即報」により報告する。

報告の頻度は次による。

- a 第1報は、被害状況を確認し次第報告
- b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告  
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告
- c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に様式3-3「災害確定報告」により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、資料編2-9「被害認定基準」による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、砂防、がけ崩れ	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数

○火災のうち建物・・・・・・・・・・・・・・・・棟数
○火災のうち危険物その他・・・・・・・・・・名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

村は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

〈関係資料〉 資料編 3－1 災害概況即報

同 3－2 被害状況即報

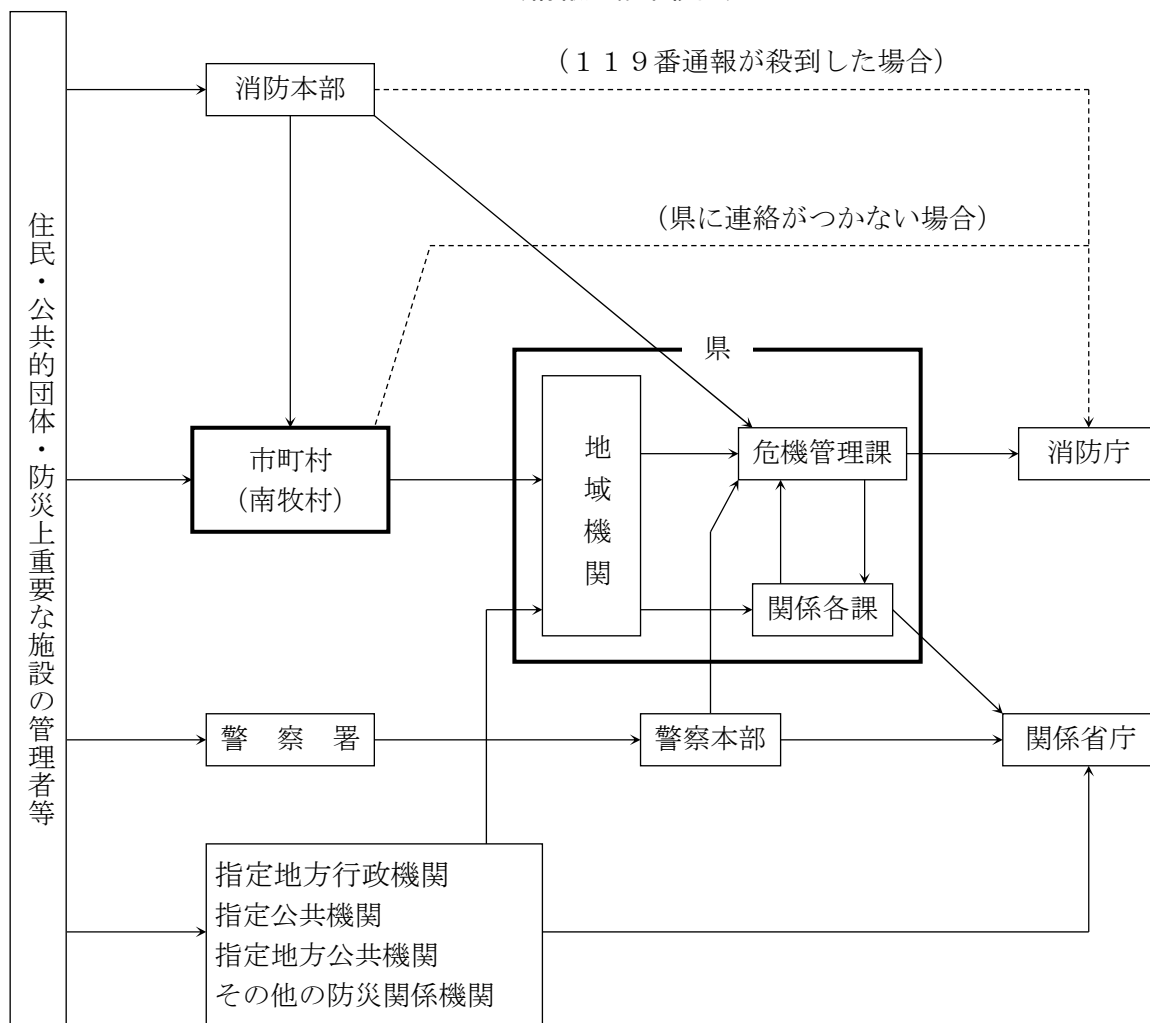
同 3－3 災害確定報告

同 2－9 被害認定基準

### 3 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡する。

〈情報連絡系統図〉



#### 4 被災者台帳の作成と安否情報の確認

発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を捜索活動関係者に提供する。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家等の被害の状況その他村長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由
- (8) その他必要な事項

## 第2節 通信手段の確保

### 1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

村は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

### 2 緊急情報連絡用回線の設定

村、県（危機管理課）及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

### 3 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

### 4 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用する。

#### (1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用設備等	通信内容
第57条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第79条	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

#### (2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用設備	通信内容	利用形態
各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	村からの依頼に基づき各無線局が発受する。

### (3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

## 5 孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、衛星携帯電話や防災行政無線等を活用するとともに、県に県防災ヘリコプターによる空中偵察の要請を依頼し、自衛隊のバイク等も活用し孤立地域との連絡に努める。

---

## 第3章 活動体制の確立

---

### 第1節 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、村長は災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関・指定公共機関等と緊密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施する。ただし、災害対策本部を設置するにいたらない小災害にあつては、平常時における組織をもって対処する。

#### 1 設置の決定

村長は、次のいずれかに該当するときは、南牧村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置を決定する。

(1) 村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用したとき。

(2) 次の場合で知事が必要と認めたとき。

ア 村内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合

イ 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について村長による指揮が望ましい場合

#### 2 設置場所

災害対策本部は、南牧村役場庁舎内に設置する。

なお、災害の状況により役場庁舎内に本部を設置することができない場合は、南牧村活性化センターに設置する。

#### 3 廃止の決定

災害対策本部長（村長）は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

#### 4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県（危機管理課、行政県税事務所）、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知する。



## 5 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- (1) 通信手段の確保
- (2) 被害情報の収集、連絡
- (3) 負傷者の救出・救護体制の確立
- (4) 医療活動体制の確立
- (5) 交通確保・緊急輸送活動の確立
- (6) 避難受入活動
- (7) 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- (8) ライフラインの応急復旧
- (9) 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- (10) 社会秩序の維持
- (11) 公共施設・設備の応急復旧
- (12) 災害広報活動（随時）
- (13) ボランティアの受入れ（随時）
- (14) 二次災害の防止（随時）

## 6 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

## 7 災害警戒本部

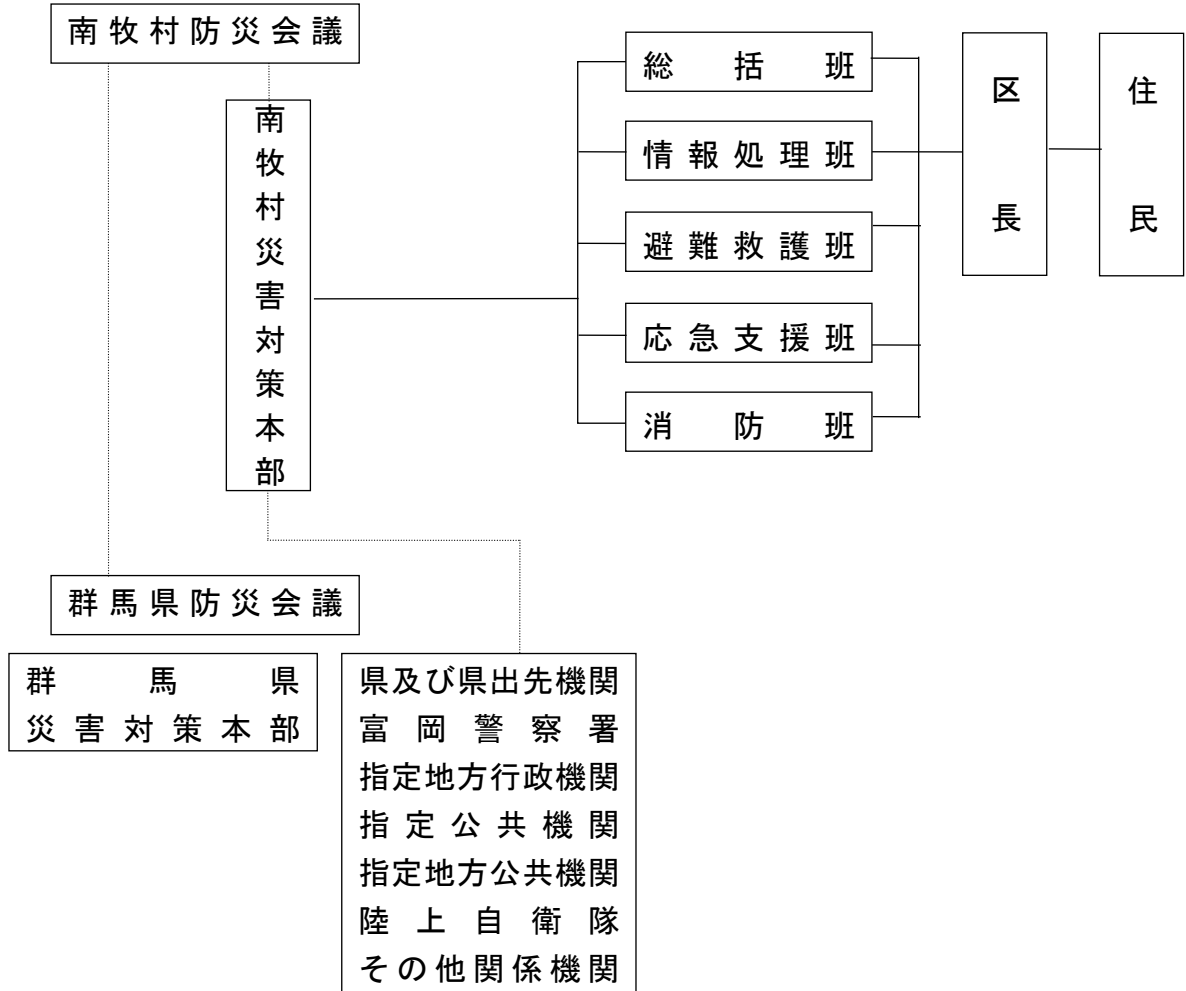
大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を実施する。

村長が、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

## 第2節 災害対策本部の組織

### 1 災害対策本部の組織・編成及び系統図

#### (1) 組織図



#### (2) 災害対策本部の組織編成

本部室		班	職員配置
本部長	村長	総括班	職員の配置については「南牧村災害対策マニュアル」による。
副本部長	教育長	情報処理班	
本部員	総務部長・課長 住民生活部長・課長 振興整備部長・課長 議会事務局長 教育委員会事務局長 消防団長	避難救護班	
		応急支援班	
		消防班	

## 2 本部長の職務代理

本部長（村長）が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長（教育長）がその職務を代理することとする。副本部長も職務を遂行できないときは、総務部長、住民生活部長、振興整備部長の順で職務代理する。

## 3 災害対策本部設置後の各部局の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

担当課等名	責任者	分 掌 事 務
総 務 部	総務部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の指示又は指令等に関する事。</li> <li>2 県・村防災会議との連絡・報告に関する事。</li> <li>3 災害救助法の実施に関する事。</li> <li>4 備蓄物資に関する事。</li> <li>5 受援応援(救援物資・人的支援)に関する事。</li> <li>6 救援物資の受払い及び配分に関する事。</li> <li>7 災害の見舞・視察者に関する事。</li> <li>8 各班の総合調整に関する事。</li> <li>9 配置人員の調整に関する事。</li> <li>10 防災行政無線に関する事。</li> <li>11 県・他市町村その他公共機関への要請に関する事。</li> <li>12 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>13 災害関係予算に関する事。</li> <li>14 各班に属さない財産の管理に関する事。</li> <li>15 交通安全対策に関する事。</li> <li>16 災害業務に係る損害補償等に関する事。</li> <li>17 自動車等の管理配車に関する事。</li> <li>18 災害弔慰金等の支給及び災害援護貸付金事務に関する事。</li> <li>19 被災者生活再建支援金の支給事務に関する事。</li> <li>20 被災者台帳の作成に関する事。</li> <li>21 災害救助に係る労働力確保に関する事。</li> <li>22 その他いずれの班にも属さない事項に関する事。</li> </ol>
振興整備部	振興整備部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班が把握した災害・被害情報及びその他関係情報の収集整理記録、災害情報発信に関する事。</li> <li>2 避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示の周知に関する事。</li> <li>3 気象情報の収集及び周知に関する事。</li> <li>4 物資の輸送に関する事。</li> </ol>

担当課等名	責任者	分 掌 事 務
振興整備部	振興整備部長	7 道路・橋梁・河川等の応急災害予防に関すること。 8 土木施設の応急修理に関すること。 9 災害応急復旧土木工事に関すること。 10 村営住宅の保全に関すること。 11 土木関係の災害情報の収集に関すること。 12 水道施設の応急修理・保全に関すること。 13 災害時における飲料水の供給等に関すること。 14 水道施設の災害情報の収集に関すること。 15 家屋の応急危険度判定に関すること。 16 農林業関係の災害情報の収集及び被害農林作物の応急措置に関すること。 17 農林業施設関係の災害情報の収集に関すること。 18 被害農林業施設の応急修理に関すること。 19 被害に対する金融対策に関すること。 20 家畜防疫対策に関すること。 21 商工関係の災害情報の収集に関すること。 22 業者に対する災害応急対策に関すること。
保健福祉課	住民生活部長	1 救助施設・物資の保管・管理に関すること。 2 福祉衛生関係の災害情報の収集に関すること。 3 避難所の開設・収容等に関すること。 4 災害廃棄物処理に関すること。 5 炊出しに関すること。 6 災害時のペット対策に関すること 7 要支援者名簿に関すること。 8 奉仕団・救援金等に関すること。 9 社会福祉資金等の貸与に関すること。 10 被災者の医療助産に関すること。 11 医療機関との連絡に関すること。 12 輸血用血液の確保に関すること。 13 救急薬品等の確保に関すること。 14 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 15 衛生施設の保全に関すること。 16 災害時における清掃に関すること。 17 清掃施設の被害応急措置に関すること。 18 公害対策に関すること。 19 感染症の防疫に関すること。 20 防疫薬品等の調達供給に関すること。 21 ごみ、し尿処理、仮設トイレの確保に関すること。 22 要配慮者の応急対策に関すること。 23 ボランティア活動との連絡調整に関すること。 24 遺体収容処理及び調査管理、墓地埋葬に関すること。 25 その他防疫業務に関すること。

担当課等名	責任者	分 掌 事 務
教育委員会	教育委員会事務局長	1 教育関係災害の情報収集に関する事 2 教育施設等の被害応急措置に関する事 3 関係機関への連絡に関する事 4 児童・生徒の避難指示等に関する事 5 災害時における児童・生徒の応急教育に関する事 6 文化財の保護対策に関する事 7 災害時における教育施設等への被害住民の緊急受入れに関する事 8 災害時の学校給食に関する事 9 外国人の対応に関する事
消防団 総務部	消防団長 総務部長	1 関係施設の被害状況の収集に関する事 2 災害対策本部との連絡報告に関する事 3 資材・燃料等の補給に関する事 4 被害の調査・情報収集に関する事 5 消防施設の保全に関する事 6 被害防除に関する事 7 被害者の救急活動に関する事 8 災害時における防災活動に関する事 9 水防活動に関する事
住民税務課 会計局 議会事務局	住民生活部長 会計局長 議会事務局長	1 住家被害認定調査に関する事 2 り災証明書の発行 3 村民税の減免に関する事 4 各部局の協力に関する事

備考：1 各班長は、各課等の分掌事務を超えて班員の流動的な配置をすることができる。

2 庁舎外の村の公共施設に配置されている職員は、当該施設の保全に当たる。

#### 4 任務の分担

各班の班長は、本部長の命を受けて班内の事務又は業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。班ごとの任務分担は、事務又は業務を遂行するに当たっての具体的な処理方法等を協議し、各自の責任分担を定めておく。

## 第3節 職員の非常参集

### 1 本部設置前の配備

各班長は、大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、その他異常現象等による警報又はこれに類するもののうち、1以上の警報が村の地域に発せられたときは、その状況により災害対策本部の設置の場合に備え、所要の措置をとる。この場合の班員の配備等については、あらかじめ計画し、所属班員に徹底しておく。

### 2 本部要員の動員

#### (1) 勤務時間中における動員

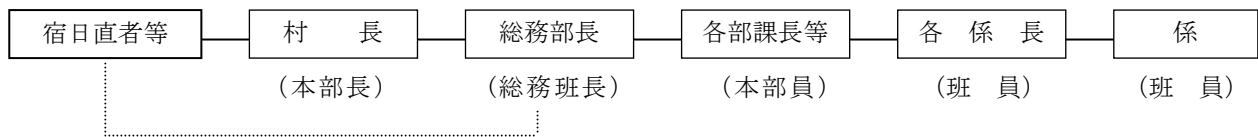
職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、総務部長を通じて各部課長等に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班員に伝達する。

本部における配置の通知を受けた各班長は、速やかに関係職員の動員をする。

役場庁舎外の機関については、総務課において伝達する。

#### (2) 勤務時間外における動員

日曜・休日・夜間等勤務時間外においては、宿日直者等が次の順序で電話等により、速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



#### (3) 動員の方法

動員を要する各班は、職員の動員の系統・順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。また計画立案の際には、職員の居住地を考慮する。

### 3 配備計画

本部における班員の配備体制は、次のとおりとする。

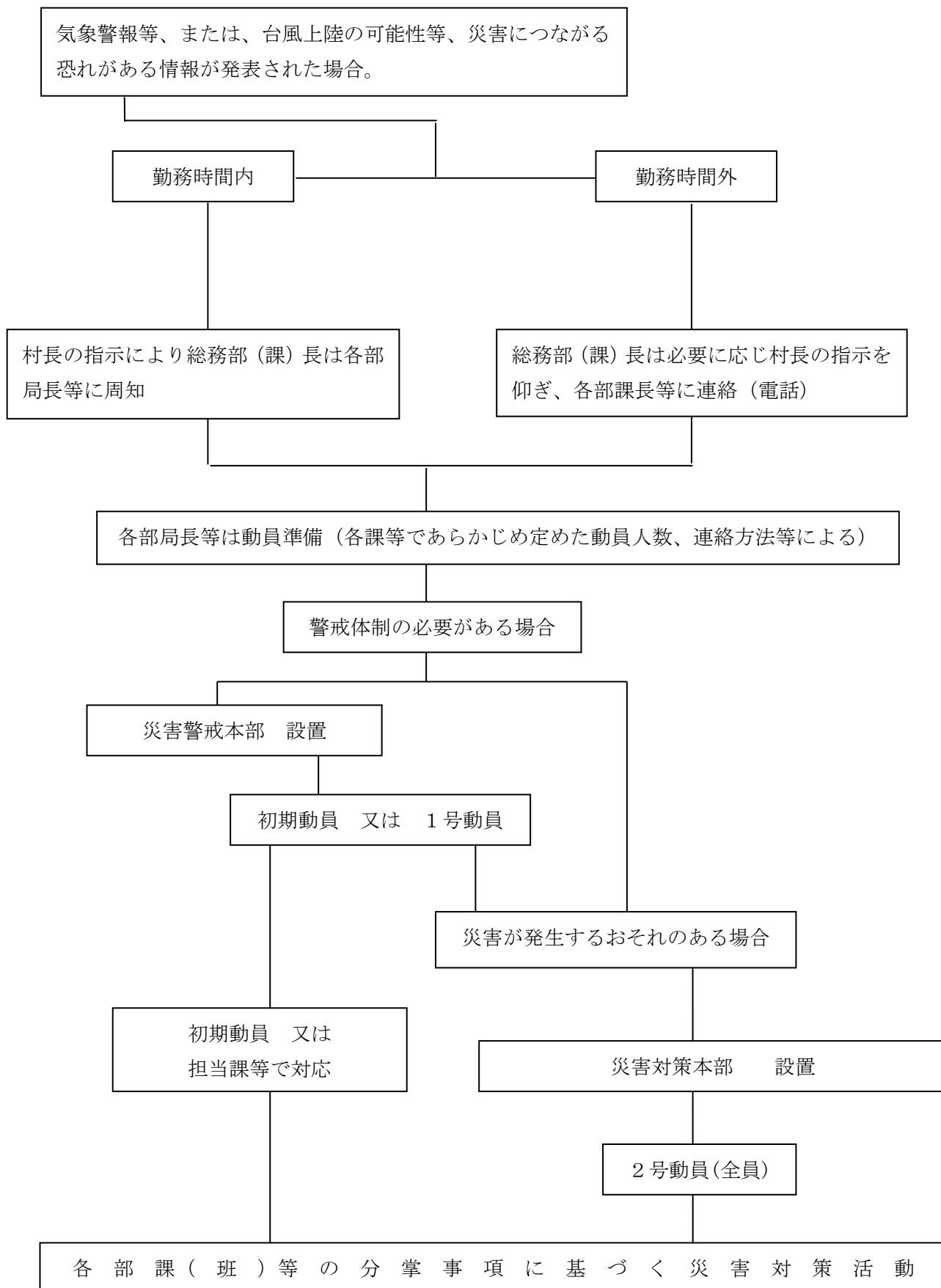
動員の区分	状 況	配 備 内 容
初 期 動 員	警報、地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるなど、警戒体制をとる必要があるとき。	本部設置前の警戒体制とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の配備をする。 (原則として部局長以上が参集)
1 号 動 員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	原則として本部設置の配備体制とし、各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として係長以上が参集)
2 号 動 員	相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	本部を設置し、中規模・大規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員が参集)

### 4 動員連絡責任者

各班長を動員連絡責任者とする。また、各課長等は、あらかじめ動員各号における動員者を指名しておく。

## 5 初動対応フロー

職員の参集フローは、次図のとおりとする。





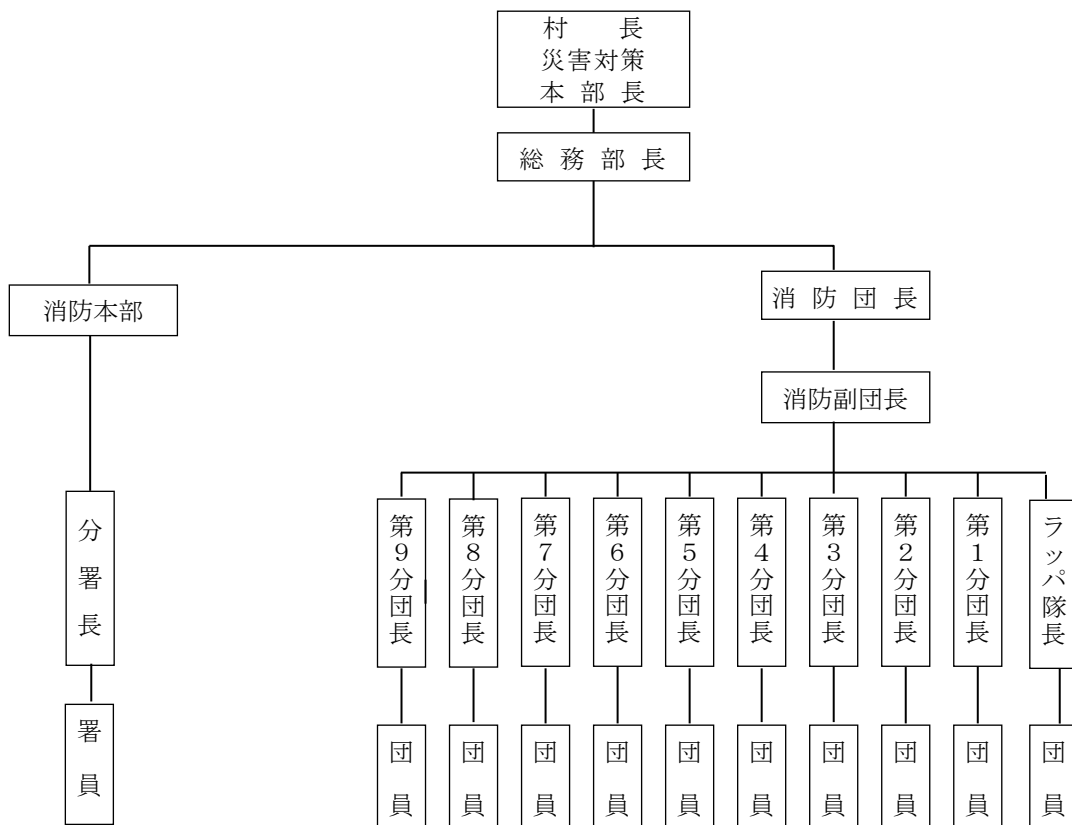
## 6 消防機関に対する伝達及び出動

### (1) 消防機関への伝達

村長は、災害対策本部を設置した場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統に従い行う。

消防長は、村長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出動できる態勢を確立するよう消防隊の責任者に対し、電話・防災行政無線・口頭・連絡車・その他の方法により指示する。

伝 達 系 統 図



### (2) 消防機関等の出動

災害時には、消防団は、災害の状況により消防団長の指示に従い、災害現場に出動し活動するが、村長が出動の要請をする場合は、消防団に対し定められた伝達系統に従い、最も迅速な方法により行う。

### (3) 応急復旧従事の始期・終期

消防団の応急対策従事の始期・終期は、消防団長の指示に基づき従事する。

なお、消防団が出動した場合、公務災害補償の関係が生じるので記録は明確にしておく。

## 第4節 広域応援の要請等

### 1 村が行う応援の要請

村は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請する。  
応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

#### (1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、村長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

#### (2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、村長が知事(県市町村課)に対し応援を求める。

#### (3) 本村が締結している応援協定等については、第 2 部第 2 章第 8 節「防災関係機関の連携体制の整備」に掲げるとおりである。

### 2 村が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求める。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

#### (1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、村長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

#### (2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、村長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

#### (3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、村長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

### 3 受援体制の確立

#### (1) 連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知する。

#### (2) 受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保する。

## 第5節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が村のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- (3) 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関の消火活動への協力
- (6) 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊出し、給水の支援
- (11) 救援物資の支給又は貸付の支援（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号））
- (12) 交通規制への支援
- (13) その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

### 2 自衛隊の災害派遣要請に係る村長の措置

- (1) 村長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事（危機管理課）に要求する。
- (2) (1)の要求は、文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。
- (3) 村長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により、その旨及び村域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。

なお、要請文書の送付先（緊急を要する場合の口頭による要請先）は、次表のとおりである。

送 付 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第12旅団司令部第三部	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線2286、2287（夜間）2 208 防災行政無線 71-3242

(4) 村長は、前記(3)の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定により、速やかにその旨を知事に通知する。

### 3 自衛隊の自主派遣

(1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）する。

(2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。

ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、村長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

オ その他災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

(4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

### 4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退

去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ 前記ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ その他手続きについては、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

## 5 派遣要請後の変更手続

村長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行う。

## 6 派遣部隊等の撤収要請

村長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

## 7 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、村が負担する。

ア 宿泊施設の借上料

イ 宿泊施設の汚物処理費用

ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、村と自衛隊とで協議して定める。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

## **8 派遣部隊の受入**

村における派遣部隊の宿泊施設は、各学校の体育館とするが、施設の利用が困難な場合は、部隊の設置可能な公園を充てる。

また、ヘリポートの表示は、石灰で直径10メートル位の円を描き、明示する。

## **9 その他**

その他必要な事項については、村長が県総務部長及び部隊長と協議して定める。

---

## 第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

---

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

### 第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

#### 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。
- (2) 村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

#### 2 浸水被害の拡大の防止

村は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。

#### 3 土砂災害の拡大の防止

村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

#### 4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

#### 5 被災宅地の二次災害対策

村は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

---

## 第5章 救助・救急及び医療活動

---

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

### 第1節 救助・救急活動

#### 1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

(1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。

(2) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、市町村役場、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受ける。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

#### 2 村による救助・救急活動

村は、消防機関と連携し、救助・救急活動を行う。また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請する。

#### 3 関係機関との連携

村は、消防機関、警察機関、自衛隊、県等と連携し、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。

#### 4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、村、県（危機管理課）及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

#### 5 資機材の確保



救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保する。

## **6 惨事ストレス対策**

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。  
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第2節 医療活動

### 1 被災地域内の医療機関による医療活動

村内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市町村又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

### 2 救護所の設置

- (1) 村は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地の適切な場所に救護所を設置する。
- (2) 村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。

### 3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施す。

### 4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

### 5 被災地域外での医療活動

被災地域内の医療機関の施設が被災し、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、村又は当該医療機関は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求める。

## **6 被災者のこころのケア対策**

村は、県（障害政策課）をはじめとする関係機関、団体等と連携し、被災地域の住民の健康状態の把握と、こころのケアを含めた対策の実施に努める。

## **7 医薬品及び医療資機材の確保**

- (1) 医療機関は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、村又は県（薬務課）に供給を要請する。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、村又は県（薬務課）に供給を要請する。
- (3) 村又は県（薬務課）は、県薬剤師会、県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請する。

〈関係資料〉資料編 2－10 医療機関、薬局等一覧

## 第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

#### 1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
  - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
  - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
  - ア (1)の続行
  - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
  - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
  - ア (1)、(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
  - ウ 生活必需品

## 第2節 交通の確保

### 1 道路・架橋の危険箇所の把握

- (1) 村長は、村道の破損・欠壊・橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を把握し、災害時に迅速・適切な措置を講ずるように努める。
- (2) 村内の自動車の運転者は、道路の欠壊・崩土・橋梁流失等のため災害が発生した場合は、直ちに村に報告する。
- (3) 道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県（道路管理課）及び警察機関に連絡する。

### 2 交通規制等の実施

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずる。

### 3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去（除雪を含む。）に協力する。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (4) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努める。

### 4 航空輸送の確保

- (1) ヘリポートの応急復旧等
  - ア 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。このため、村及び県（消防保安課）は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図る。
  - イ ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施する。

### 5 輸送拠点の確保

- (1) 第2部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に基づき整備した緊急輸送活動体制を踏まえ、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として、村は村物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。
- (2) 村は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

## 第3節 緊急輸送

### 1 実施担当機関

災害対策本部が設置された場合の車両の配置・輸送の計画は、総務班において行い、輸送はその応急対策を実施する班が行う。

災害対策本部が設置されない小災害の災害輸送等は、その応急対策を実施する課、又は班において行う。

### 2 緊急輸送等の種別

緊急輸送は、次のうち最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車
- (2) 乗用自動車、乗合自動車
- (3) 鉄道
- (4) 人夫

### 3 輸送力の確保

緊急輸送等のため、自動車等の輸送力の確保は、概ね次の方法による。

- (1) 村所有車両
- (2) 公共的団体等車両
- (3) 営業用自動車
- (4) その他自家用車両

### 4 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第 76 条の規定により県公安委員会が、災害時における交通の禁止及び制限を行う場合、災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、「緊急通行車両」として知事（危機管理課・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）が「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付して通行の禁止又は制限の対象外とする。

---

## 第7章 避難の受入活動

---

風水害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

### 第1節 避難場所及び避難所の開設・運営

#### 1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (2) 村は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、警察署、地元消防機関等に連絡する。

#### 2 指定避難所の開設

- (1) 村は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。
- (2) 村は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 村は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、管轄警察署、地元消防機関等に連絡する。
- (5) 村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

#### 3 管理責任者の配置

村は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置する。



## 4 避難者に係る情報の把握

村は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努める。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

## 5 避難者に対する情報の提供

村は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供する。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮する。

## 6 良好な生活環境の確保

(1) 村は、次により指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(2) 村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

## 7 要配慮者への配慮

村は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

## **8 男女のニーズの違いへの配慮**

村は、指定避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努める。

- (1) 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

## **9 在宅被災者への配慮**

県及び市町村は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。

## **10 避難所の早期解消**

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努める。

## 第2節 応急仮設住宅等の提供

### 1 応急仮設住宅の提供

- (1) 村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 村は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努める。

〈関係資料〉資料編2-11 応急仮設住宅建設候補地

### 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

村は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県、国又は関係団体等に調達を要請する。

### 3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
- (2) 村は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

### 4 住宅の応急復旧活動

村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

### 5 住居障害物の除去

村に災害救助法が適用された場合、災害より日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

(1) 障害物除去の対象者

村は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受け付ける。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない場合
- エ 住家が半壊又は床上浸水した場合
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 除去作業

- ア 村は、関係業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

関係業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、県へ応援を要請する。

## 6 被災住宅の応急修理

村に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

村は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ア 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- イ 自らの資力をもってしては応急修理ができない者

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

## 7 被災住宅の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行うものとする。

村は、村役場等に受付窓口を設置して、処理の申込み受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

## **8 賃貸住宅のあっせん**

村は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行う。

## **9 要配慮者への配慮**

村は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮する。

## 第3節 広域一時滞在

本村を含む広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が村内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、村は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告する。

### 1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議する。
- (2) 村は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れる。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供する。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議した市町村（以下本項目において「協議元市町村」という。）に対し、通知する。
- (5) (4)の通知を受けた協議元市町村は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。
- (6) 協議元市町村は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 村は、県（危機管理課ほか）に対し、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を行うよう要請する。

### 2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 村は、県から、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。

- (3) 村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (4) 村は、県（危機管理課ほか）に対し、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を行うよう要請する。

## 第4節 広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、村、県においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、村内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

### 1 受入可能な避難施設情報の把握

村は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

### 2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 村は、村内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等村内の広域避難に係る調整を実施するため「広域避難者受入総合窓口」を設置する。広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。
- (2) 村及び県（総務部）は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 村及び県（総務部）は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

### 3 県内市町村との協力

村及び県は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

### 4 広域避難者の受入れ

- (1) 村は、県から避難所開設の通知を受けたときは、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は村においてバス等の移動手段を手配する。

### 5 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて



村教育委員会及び県（教育委員会）は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

## 6 避難所の閉鎖

県は、被災県及び広域避難者受入市町村と密接な連携を取り、被災県からの要請に基づき、避難所の閉鎖を広域避難者受入市町村へ通知する。村が通知を受けたときは、速やかに避難所を閉鎖する。

## 第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

村、県等は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

### 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

#### 1 需要量の把握及び配給計画の樹立

村は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てる。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努める。

#### 2 食料の調達

(1) 村は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援の要請

(2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮する。

#### 3 飲料水の調達

(1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請する。

(2) 村は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援要請
- エ 県に対する応援要請

#### 4 生活必需品の調達

(1) 村は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入

- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援の要請
- オ 義援物資の募集

(2) 村による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

## 5 物資の配給

村及び水道事業者は、村が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行う。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。  
なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、ボランティア等の協力を得る。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

## 第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

村、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

### 第1節 保健衛生活動

#### 1 被災者の健康の確保

- (1) 村は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施する。
- (2) 村は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、富岡保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請するものとし、県（健康福祉課）は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行う。
- (3) 村は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

#### 2 食品衛生の確保

村は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

#### 3 し尿の適正処理

- (1) 村は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努める。
- (2) 村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置する。
- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。
- (4) 村は、自らの市町村内でし尿を処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

#### **4 ごみ（水害廃棄物）の適正処理**

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、市町村は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努める。
- (2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、市町村は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努める。
- (3) 市町村は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 市町村は、自らの市町村内でごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

#### **5 災害時における動物の管理等**

村は、県、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。

## 第2節 防疫活動

村及び県（保健予防課）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施する。

### 1 防疫活動

(1) 村は、県（保健予防課）の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ 避難所等の衛生保持

エ 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

(2) 村は、防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

(3) 村は、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県（保健予防課）に協力を要請する。

(4) 村は、その他、県（保健予防課）の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

## 第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

### 1 行方不明者の捜索

村、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たる。

### 2 遺体の収容

村及び警察機関は、消防機関の協力を得て、警察機関が検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に、発見された遺体を収容する。

### 3 遺体の安置

村は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

### 4 身元の確認

村は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

### 5 遺体の引渡し

村は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡す。

### 6 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、村長がこれを行う。
- (2) 村は、遺体の損傷等により、正規の経路を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、経路の特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省に協議する。
- (3) 村は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、当該市町村の埋火葬能力では対応しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

# 第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

## 第1節 広報・広聴活動

### 1 広報活動

(1) 村、県（メディアプロモーション課ほか）、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

#### (2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

#### 広報すべき内容

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否
---	---

#### (3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、有線放送、同報系無線（戸別受信機）、Lアラート、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア等



(4) 情報提供機関の連携

村、県（メディアプロモーション課ほか）、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡を取り合う。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力する。

(5) 要配慮者への配慮

村、県（メディアプロモーション課ほか）、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

村、県は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

## 2 広聴活動

(1) 窓口の設置

村、県（メディアプロモーション課ほか）等は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

(2) 安否情報の提供

村及び県（危機管理課）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、村及び県（危機管理課）は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

---

## 第11章 施設、設備の応急復旧活動

---

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

### 第1節 施設、設備の応急復旧

#### 1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 村、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 村は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

### 第2節 ライフライン施設の応急復旧

道路、橋梁、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

#### 1 水道施設の応急復旧

- (1) 迅速な応急復旧の実施
  - ア 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠、下水終末処理施設等の水道施設について、速やかに応急復旧を行う。
  - イ 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- (2) 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

  - ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
  - イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所
- (3) 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

(4) 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

## 第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、村は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

### 第1節 ボランティアの受入れ

#### 1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
指定避難所の清掃	手話通訳
ゴミの収集・廃棄	介護（介護福祉士等）
高齢者、障害者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
愛玩動物の保護	

#### 2 受入窓口の開設

村、村社会福祉協議会及びボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、村災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設する。

なお、県レベルの連絡調整は「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」（事務局：群馬県県民活動支援・広聴課）が常設されているので、本会議で行う。

#### 3 ボランティアニーズの把握

村及び村災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

#### 4 ボランティアの受入れ

村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティア活動者の活動環境に配慮する。

## **5 ボランティア活動の支援**

村は、次によりボランティア活動を支援する。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

## **6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営**

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、村及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮する。

## 第2節 義援物資・義援金の受入れ

### 1 義援物資の受入れ

#### (1) 需要の把握

村は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握し、県（健康福祉課）が地方公共団体や企業等からの大口の義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

#### (2) 受入機関の決定

村及び県（健康福祉課）は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（村と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定める。

#### (3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保する。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災地における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。

#### (4) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

#### (5) 受入物資の配分

村が受け入れた物資については、村が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県（健康福祉課）と村とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

#### (6) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

#### (7) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けない。

### 2 義援金の受入れ

#### (1) 義援金の募集

村は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集する。

#### (2) 「募集・配分委員会」の設置

村、県（健康福祉課）及びその他県内被災市町村は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉部健康福祉課）を設置し、県内における義援金受入事務を一元化する。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報する。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定める。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

ウ 義援金の被災者への支給は、村が行う。

---

## 第13章 要配慮者対策

---

### 第1節 要配慮者の災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、村、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行う。

#### 1 要配慮者対策

##### (1) 災害に対する警戒

ア 村は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 村長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を行う。特に避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ 村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じる。

エ 村は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を直接伝達する。

##### (2) 避難

村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を発令する場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させる。

ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通



訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行う。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

ウ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

### （3）安否の確認

村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努める。

## 2 要配慮者利用施設の管理者との連携

### （1）要配慮者利用施設

第2部第4章第1節「7 要配慮者利用施設管理者との連携」のとおり。

### （2）災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずる。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

### （3）避難

要配慮者利用施設の管理者は、村長から避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させる。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、市町村、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

### （4）他施設への緊急入所等

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は市町村に対し、入所先のあっせんを要請する。
- ウ 県（要配慮者利用施設所管の各課）及び市町村は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努める。
- エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結施設の管理者は、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局（群馬県社会福祉協議会）に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請する。

---

## 第14章 その他の災害応急対策

---

### 第1節 農林業の災害応急対策

#### 1 農作物関係

##### (1) 病虫害の防除

村は、県（技術支援課）から病虫害防除の指示を受けたときは、速やかに、防除班を編成して防除を実施する。

##### (2) 転換作物の導入指導

村及び県（技術支援課）は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

#### 2 家畜関係

##### (1) 家畜の避難

村及び県（畜産課）は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

##### (2) 家畜の防疫及び診療

県（畜産課）が、家畜の伝染性疾病を防ぐため家畜の貿易及び診療を行うときは、村は必要な協力を行う。

##### (3) 環境汚染の防止

村及び県（畜産課）は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

## 第2節 学校の災害応急対策

### 1 気象状況の把握

小学校及び中学校の管理者（以下この節において「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

### 2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

### 3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保する。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

### 4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

### 5 教育の確保

#### (1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。

#### (2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。

#### (3) 学用品の支給

村は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

## 6 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施する。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意する。

## 7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。

なお、授業の再開については、5（1）により、速やかに教室を確保して実施する。

## 第3節 文化財施設の災害応急対策

### 1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

### 2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

### 3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保する。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

### 4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

### 5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

### 6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 村及び県（文化財保護課）は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

## **第4節 労働力の確保**

### **1 求人申し込み**

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

### **2 労働者の確保及び紹介**

前項の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介する。

### **3 賃金の支払い**

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。  
ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知する。

## 第5節 災害救助法の適用

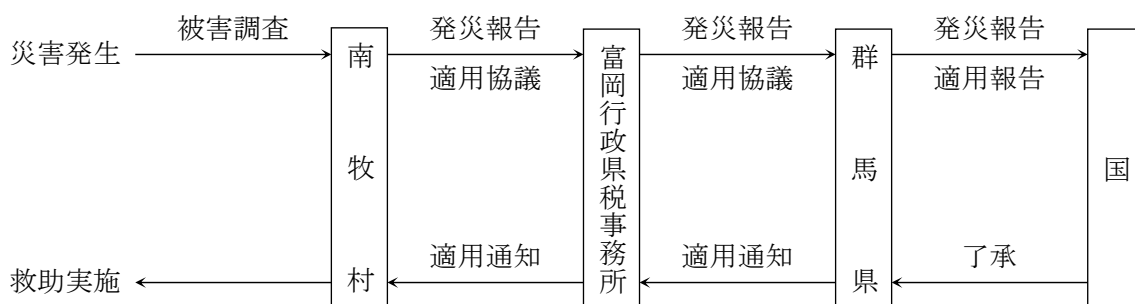
村の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 1 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 法の適用事務



### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 南牧村においては、村の人口に応じ次表のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において2,000以上の世帯の住家が滅失した場合であって、かつ南牧村において村の人口に応じ次表のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、9,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

災害救助法適用基準表

市町村	人口（人）	A	B
南牧村	1,979	30	15

(注) 1 人口は、平成27年10月1日現在（国勢調査）

2 A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数



### 3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 4 救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理課）が実施し、村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を村長が行うこととすることができる。

### 5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」による。

### 6 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

## 第6節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力を努める。

### 1 家庭動物の状況・情報の提供

村は、県が設置する動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。

### 2 家庭動物の適正飼育

家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引きとることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

---

## 第4部 地震災害応急対策

---



# 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

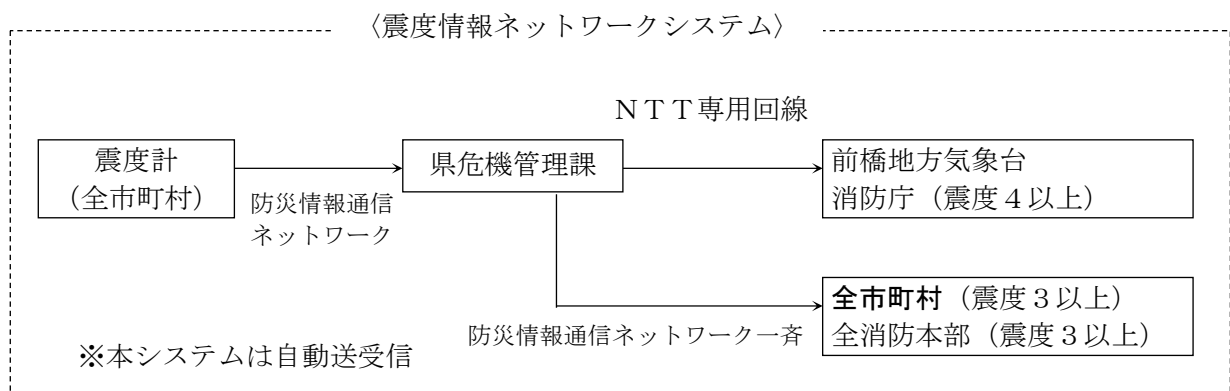
地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、地震活動の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

## 第1節 地震情報の伝達

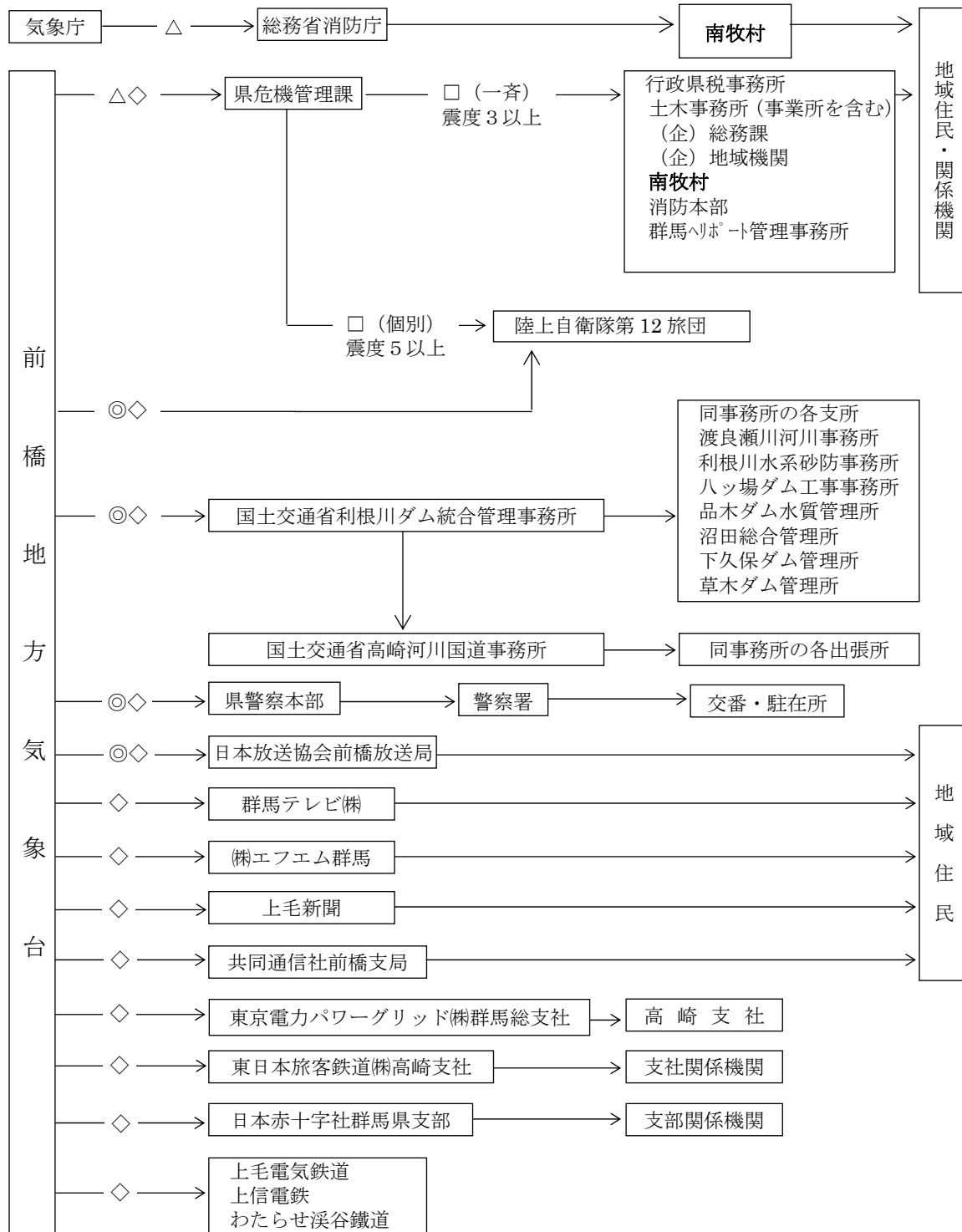
### 1 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内 35 市町村（70 地点）全てに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに全市町村及び関係機関に伝達する。震度 3 以上の地震が発生した場合は、村はこれを自動受信できる。



### 2 防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム（専用線）」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達する。さらに、補助伝達手段としての「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理課）その他の機関に伝達する。



(凡例)

◎ 防災情報提供システム (専用線)    △ 専用回線    □ 群馬県総合防災情報システム (防災情報通信ネットワーク)

◇ 防災情報提供システム (インターネット) : 補助伝達手段

## **第2節 災害情報の収集・連絡**

本節の内容は、第3部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」を準用する。

## **第3節 通信手段の確保**

本節の内容は、第3部第2章第2節「通信手段の確保」を準用する。

---

## 第2章 活動体制の確立

---

### 第1節 災害対策本部の設置

#### 1 設置基準

村長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度にかかわらず、村内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため村長が必要と認めたとき。

#### 2 設置場所

災害対策本部は、南牧村役場庁舎内に設置する。

なお、災害の状況により役場庁舎内に本部を設置することができない場合は、南牧村活性化センターに設置する。

#### 3 廃止の決定

災害対策本部長（災害対策本部の長（村長））は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

#### 4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県（危機管理課、行政県税事務所）、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知する。

#### 5 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- (1) 通信手段の確保
- (2) 被害情報の収集、連絡
- (3) 負傷者の救出・救護体制の確立



- (4) 医療活動体制の確立
- (5) 交通確保・緊急輸送活動の確立
- (6) 避難受入活動
- (7) 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- (8) ライフラインの応急復旧
- (9) 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- (10) 社会秩序の維持
- (11) 公共施設・設備の応急復旧
- (12) 災害広報活動（随時）
- (13) ボランティアの受入れ（随時）
- (14) 二次災害の防止（随時）

## **6 災害対策事務の優先処理**

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

## **7 災害警戒本部**

大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を実施する。

震度5弱もしくは5強の地震が発生したときなど、村長が、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

## 第2節 災害対策本部の組織

本節の内容は、第3部第3章第2節「災害対策本部の組織」を準用する。

## 第3節 職員の非常参集

### 1 配備基準

南牧村災害対策本部を設置した場合の配備体制は次のとおりとし、本部長が、震度、被害状況等に応じ配備決定する。

動員の区分	本 部 活 動 体 制
初期動員	本部設置前の警戒体制とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の体制（原則として部局長以上が参集）
1号動員	各班の必要人員を持って、小規模災害に対処し得る体制（原則として係長以上が参集）
2号動員	中規模・大規模災害に対処し得る体制（原則として全職員が参集）

### 2 緊急登庁職員の指定

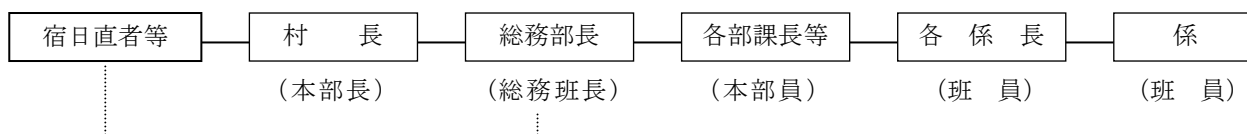
激甚災害等により、職員の車両等による登庁が、不能あるいは著しく困難な場合に備え、徒歩 30 分以内（居住地と勤務場所の距離が概ね 2 キロメートル以内）で登庁できる職員の中から、勤務課にかかわることなく緊急登庁職員に指定する。

緊急登庁職員に指定された職員が災害発生により登庁した場合には、災害対策本部（本部が設置されていない場合には総務課）に出頭し、災害対策本部長（本部長が登庁していない場合には先着上級幹部又は総務課長）の指揮を受け、所属する課の業務に関係なく応急初動措置を行う。

### 3 職員の動員

#### （1）動員伝達系統

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達する。



## (2) 動員体制の整備

各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と職務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速・的確な動員が行われるよう、所属職員の動員計画表あるいは連絡系統図を作成し、常に動員体制の整備に努める。

## (3) 勤務時間外・休日等の動員

### ア 勤務時間外・休日等の連絡体制の強化

日曜・休日・夜間等勤務時間外においては、宿日直者等が次の順序で電話等により、速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。

### イ 動員の伝達

動員の伝達は、南牧村防災行政無線、告知機、一般加入電話（含む、携帯電話）なんもくふれあいテレビ等を通じて行う。

### ウ 職員の自主登庁

震災の際には、電話等による連絡手段が受けられない場合も予想されるので、次の基準により自主登庁する。

(ア) 震度4 初期動員（部局長以上）該当職員が登庁

(イ) 震度5強 1号動員（係長以上）該当職員が登庁

(ウ) 震度6弱以上 2号動員（全職員）該当職員が登庁

## (4) 登庁場所

動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、可能なかぎり自己の勤務場所に登庁する。

ただし、緊急登庁職員は、激甚災害等により車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な状況である場合には、災害対策本部設置場所（南牧村役場）に登庁する。

緊急登庁職員以外の職員が、勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、最寄りの村の機関に登庁し所属長の指揮を受ける。

## (5) 登庁方法

登庁に当たっては震災の状況、道路の状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮すること。

## (6) 登庁時の留意事項

登庁に当たっては事故防止に十分に注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部に報告すること。

## (7) 登庁の免除等

ア 震災により本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

イ 本部へ登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事する。

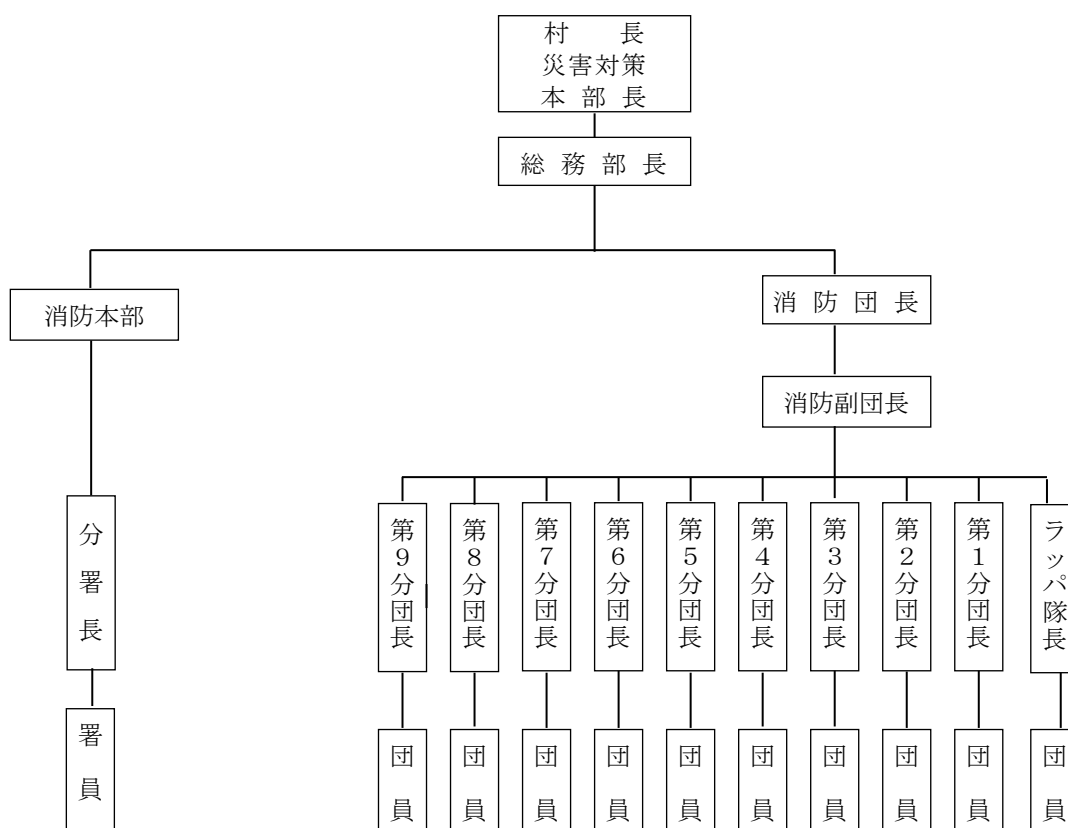
## 4 消防機関に対する伝達及び出動

### (1) 消防機関への伝達

村長は、災害対策本部を設置した場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統に従い行う。

消防長は、村長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出動できる態勢を確立するよう消防隊の責任者に対し、電話・防災行政無線・口頭・連絡車・その他の方法により指示する。

伝 達 系 統 図



### (2) 消防機関等の出動

災害時には、消防隊は、災害の状況により消防団長の指示に従い、災害現場に出動し活動するが、村長が出動の要請をする場合は、消防隊に対し定められた伝達系統に従い、最も迅速な方法により行う。

### (3) 応急復旧従事の始期・終期

消防隊の応急対策従事の始期・終期は、消防団長の指示に基づくものとする。

なお、消防隊が出動した場合、公務災害補償の関係が生じるので記録は明確にしておく。

## **第4節 広域応援の要請等**

本節の内容は、第3部第3章第4節「広域応援の要請等」を準用する。

## **第5節 自衛隊への災害派遣要請**

本節の内容は、第3部第3章第5節「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

---

## 第3章 救助・救急、医療及び消火活動

---

### 第1節 救助・救急活動

本節の内容は、第3部第5章第1節「救助・救急活動」を準用する。

### 第2節 医療活動

本節の内容は、第3部第5章第2節「医療活動」を準用する。

### 第3節 消火活動

#### 1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

##### (1) 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

##### (2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

##### (3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求める。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求する。

エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

#### 2 被災地域外の消防機関による応援

(1) 被災地域外の消防機関は、被災地内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、

消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(2) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動する。

---

## 第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

---

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

本節の内容は、第3部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」を準用する。

### 第2節 交通の確保

本節の内容は、第3部第6章第2節「交通の確保」を準用する。

### 第3節 緊急輸送

本節の内容は、第3部第6章第3節「緊急輸送」を準用する。



---

## 第5章 避難の受入活動

---

### 第1節 避難誘導

本節の内容は、第3部第1章第2節「避難誘導」を準用する。

### 第2節 避難場所及び避難所の開設・運営

本節の内容は、第3部第7章第1節「避難場所及び避難所の開設・運営」を準用する。

### 第3節 応急仮設住宅等の提供

本節の内容は、第3部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」を準用する。

### 第4節 広域一時滞在

本節の内容は、第3部第7章第3節「広域一時滞在」を準用する。

### 第5節 広域避難者の受入れ

本節の内容は、第3部第7章第4節「広域避難者の受入れ」を準用する。

---

## 第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

---

### 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

本節の内容は、第3部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」を準用する。

---

## 第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

---

### 第1節 保健衛生活動

本節の内容は、第3部第9章第1節「保健衛生活動」を準用する。

### 第2節 防疫活動

本節の内容は、第3部第9章第2節「防疫活動」を準用する。

### 第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

本節の内容は、第3部第9章第3節「行方不明者の搜索及び遺体の処置」を準用する。

---

## 第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

---

### 第1節 広報・広聴活動

本節の内容は、第3部第10章第1節「広報・広聴活動」を準用する。

---

## 第9章 施設、設備の応急復旧活動

---

### 第1節 施設、設備の応急復旧

本節の内容は、第3部第11章第1節「施設、設備の応急復旧」を準用する。

### 第2節 ライフライン施設の応急復旧

本節の内容は、第3部第11章第2節「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

---

## 第10章 二次災害の防止活動

---

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

### 第1節 二次災害の防止

#### 1 二次災害の防止活動

村及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

#### 2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

#### 3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 村は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。
- (2) 村は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

#### 4 危険物、有害物質等による二次災害対策

村、県（消防保安課・薬務課・環境保全課）、消防機関又は警察機関は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

---

## 第 1 1 章 自発的支援の受入れ

---

### 第1節 ボランティアの受入れ

本節の内容は、第3部第12章第1節「ボランティアの受入れ」を準用する。

### 第2節 義援物資・義援金の受入れ

本節の内容は、第3部第12章第2節「義援物資・義援金の受入れ」を準用する。

---

## 第 1 2 章 要配慮者対策

---

### 第 1 節 要配慮者の災害応急対策

本節の内容は、第 3 部第 13 章第 1 節「要配慮者の災害応急対策」を準用する。



---

## 第13章 その他の災害応急対策

---

### 第1節 学校の災害応急対策

本節の内容は、第3部第14章第2節「学校の災害応急対策」を準用する。

### 第2節 文化財施設の災害応急対策

本節の内容は、第3部第14章第3節「文化財施設の災害応急対策」を準用する。

### 第3節 労働力の確保

本節の内容は、第3部第14章第4節「労働力の確保」を準用する。

### 第4節 災害救助法の適用

本節の内容は、第3部第14章第5節「災害救助法の適用」を準用する。

### 第5節 動物愛護

本節の内容は、第3部第14章第6節「動物愛護」を準用する。



---

## 第5部 雪害・火山・事故災害等応急対策

---



# 第1節 雪害応急対策

## 1 雪害の拡大防止

- (1) 積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画及び協定等に基づき、道路の除雪を実施する。
- (2) 積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行う。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行う。なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起する。
- (3) 雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

## 2 雪害時の広報

雪害時においては、以下の点に留意したうえで災害広報活動に努める。

- (1) 大雪のおそれがある際の、不要不急の外出を控えることを伝える広報
- (2) 住民による安全確保措置の実施を伝える広報
- (3) 孤立集落に関する情報を伝える広報
- (4) 応急対策の実施状況に関する広報
- (5) その他住民の要望を踏まえて伝達すべき情報の広報

## 3 孤立集落対策

- (1) 孤立した場合でも救援が届くまでの間、住民が自立して持ちこたえることを前提に、集落単位に必要な物資の事前配置などの環境整備を行うとともに、孤立化した際の住民による安否確認、炊出し等の実施、村への被害状況の報告、救援の要請等が実施できるように適切な支援を行う。また、孤立集落等の早期解消のため、関係機関と連携し、実施可能なあらゆる対策を講じる。
- (2) 大雪による道路網の寸断等が予想される地域の住民は、食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するものとし、住民同士の協力により、救援が届くまでの間、自立して持ちこたえられる体制整備に努める。

## 第2節 火山災害応急対策

### 1 火山活動に関する情報の収集

群馬県には、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山及び浅間山の5活火山が分布しているが、活動火山対策特別措置法では、その中の日光白根山、草津白根山及び浅間山の周辺の市町村を火山災害警戒地域に指定し、避難計画の策定等を義務付けている。

南牧村は浅間山から20キロメートル程度離れており、火山災害警戒区域に指定されていないが、大きな噴火が起きた際に降灰の危険性があり、浅間山の火山活動の状況、以下の気象庁から発表される噴火警戒レベル等については注意が必要である。

#### (1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

#### (2) 噴火予報

気象庁火山監視・警報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。

#### (3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。気象庁が運用している浅間山の噴火レベルは以下のとおり。

## 浅間山の噴火レベル

平成19年12月1日運用開始  
平成22年12月22日改正

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生。 ・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ・積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】 観測事例なし
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生。 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし ・積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達。 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散。 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達。 1958年11月10日：噴石が山頂火口から3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達。 ・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増。 1973年2月1日：地震急増。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達。 ・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

- 注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
 注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。  
 注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。  
 注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね4kmをこえることがある）。  
 注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

(4) 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- (ア) 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- (イ) 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- (ウ) 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

- (ア) 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- (イ) 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

ウ 降灰予報（詳細）

- (ア) 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- (イ) 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20 ～ 30 分程度で発表
- (ウ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1 mm 未満

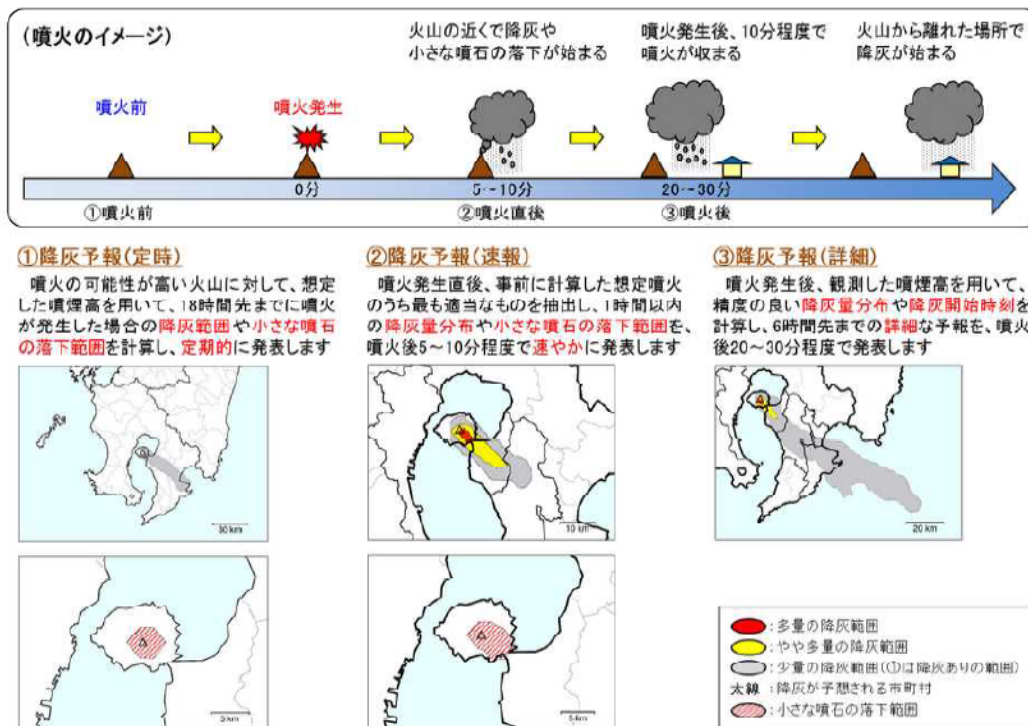
降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ 路面 視界	人	道路		
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定



## 降灰予報の発表イメージ



### (5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

### (6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

#### ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

#### イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山(本県では、日光白根山・草津白根山・浅間山)を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

## 2 応急対策について

村は、浅間山の噴火による降灰等のおそれがある場合、あるいは降灰等による被害を受けた場合は、第3部「風水害応急対策」を準用し応急対策を実施する。

## 第3節 林野火災応急対策

### 1 村・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。
- (3) 県行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、様式3-4による。

〈関係資料〉資料編3-4 火災・災害等即報

### 2 消火活動

- (1) 住民及び自主防災組織による消火活動  
住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。
- (2) 消防機関による消火活動
  - ア 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施する。
  - イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時機を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県（消防保安課）に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努める。

### 3 二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、土砂災害防止事業実施機関及び村は、降雨等による二次的な土砂災害の防止施策として、土砂災害危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

## **第4節 道路災害応急対策**

### **1 情報の収集・伝達**

道路施設等が被災又は多数の負傷者等が発生した場合、速やかに国、県、警察機関、消防機関等に連絡する。

### **2 応急対策活動体制の確立**

発災後速やかに必要な体制をとるとともに、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

### **3 応急対策**

- (1) 救助及び救出活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県等に応援を要請する。
- (2) 危険物の流出及び道路の陥没及び山崩れ等の危険が認められたときは、関係機関と協力し、速やかに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

### **4 応急復旧対策**

- (1) 迅速かつ的確な障害物等の除去を行い、早期の道路交通確保に努める。
- (2) 類似の災害の再発防止のために、被害箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

## 第5節 農業関係災害応急対策

### 1 農作物関係

#### (1) 病害虫の防除

村は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、市町村病害虫防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施する。

#### (2) 転換作物の導入指導

村及び県（技術支援課）は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

### 2 家畜関係

#### (1) 家畜の避難

村及び県（畜産課）は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

#### (2) 環境汚染の防止

村及び県（畜産課）は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

## **第6節 公共土木施設等応急対策**

道路、橋梁、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

### **1 迅速な応急復旧の実施**

村は、道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者及び他の防災関係機関と連携し、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

### **2 重要施設の優先復旧**

村及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

### **3 関係業界団体に対する協力の要請**

村及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

---

## 第6部 災害復旧・復興対策

---





被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、村及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

## **第1節 復旧・復興の基本方向の決定**

### **1 基本方向の決定**

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

### **2 住民の参加**

被災地の復旧・復興に当たっては、村が主体となって住民の意向を尊重しつつ、県と協力し、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### **3 県、国等に対する協力の要請**

村及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 原状復旧

### 1 被災施設の復旧等

- (1) 村その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 村その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

### 2 災害廃棄物の処理

#### (1) 円滑かつ適切な処理の実施

村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

#### (2) リサイクルの励行

村は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

#### (3) 環境への配慮

村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

なお、アスベストについては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年9月）による。

#### (4) 広域応援

村は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

## 第3節 計画的復興の推進

### 1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、村は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 村の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 県は、村が復興計画を作成した場合は、当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成する。
- (4) 県の復興計画においては、広域的な市街地・産業・生活の復興及び村の復興の支援・調整に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (5) 村は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な県民の意見を反映するよう努める。
- (6) 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (7) 村は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

### 2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
  - ア 村は、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
  - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求め。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

村は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 村は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等为目标とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

- (4) 村は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 村は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (6) 村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

## 第4節 被災者等の生活再建の支援

### 1 リ災証明書 の 交付

- (1) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付について、被害の規模と比較して村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。
- (2) 村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付する。
- (3) 村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (4) 村は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県（危機管理課、建築課）は、村の活動の支援に努める。

### 2 被災者台帳 の 作成

- (1) 村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、村の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

### 3 災害弔慰金 の 支給等

村及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

村は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県（小規模）災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度）
- (6) 生活福祉資金（災害援護資金）

#### **4 税の徴収猶予及び減免等**

村及び県（税務課）は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

#### **5 住宅再建・取得の支援**

村及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

(1) 災害復興住宅融資

ア 建設資金

イ 購入資金

ウ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

#### **6 恒久的な住宅確保の支援**

村及び県（住宅政策課）は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。

#### **7 安全な地域への移転の推奨**

村及び県（住宅政策課）は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

#### **8 復興過程における仮設住宅の提供**

村及び県（住宅政策課）は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

#### **9 支援措置の広報等**

村及び県（メディアプロモーション課・県民活動支援・広聴課ほか）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、村外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等と連携し、必要な情報・サービスを提供する。

## **10 災害復興基金の設立等**

村及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第5節 被災中小企業等の復興の支援

### 1 中小企業の被災状況の把握

村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### 2 中小企業者に対する低利融資等

村及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の制度について周知する。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
  - ア 小規模企業者等設備導入資金  
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
  - イ 中小企業高度化資金  
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
  - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
  - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）  
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

### 3 農林水産業者に対する助成・低利融資等

村及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 農林漁業金融公庫による貸付け

### 4 地場産業・商店街への配慮等

村及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。



## 5 支援措置の広報等

村及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

## 第6節 公共施設の復旧

### 1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

### 2 早期復旧の確保

#### (1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

#### (2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

### 3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ア | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法            |
| イ | 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法            |
| ウ | 公営住宅法                         |
| エ | 土地区画整理法                       |
| オ | 感染症予防法                        |
| カ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律              |
| キ | 予防接種法                         |
| ク | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 |
| ケ | 下水道法                          |
| コ | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律    |
| サ | 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針         |

## 第7節 激甚災害法の適用

### 1 激甚災害の早期指定の確保

村長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

### 2 激甚災害法に基づく特別財政援助の対象

県（関係各課）は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- ク 障害者自立支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
- ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業

(ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。

(イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認められたものについて、市町村が行う排除事業

セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

## (2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）

(ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

(ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

## (3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（4）その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

## 第8節 復旧資金の確保

### 1 復旧資金の確保

村及び県（財政課）は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努める。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

---

## 第7部 資料

---





# 1 条例・協定関係

## 1-1 南牧村防災会議条例

昭和 38 年 6 月 22 日

条例第 145 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、南牧村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南牧村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 2 人
- (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 7 人
- (3) 群馬県警察の警察官のうちから村長が任命する者 1 人
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者 8 人
- (5) 村の議会の議長 1 人
- (6) 村の教育委員会の教育長 1 人
- (7) 村の消防団長 1 人
- (8) 指定公共機関又は地方公共的機関の職員のうちから村長が任命する者 9 人
- (9) 学識経験のあるものうちから村長が任命する者 9 人

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共的機関の職員及び学識経験のあるものうちから村長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 1-2 南牧村災害対策本部条例

昭和38年6月22日  
条例第146号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、南牧村災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

### 1-3 南牧村防災会議委員

番号	会長	機 関 名	役 職	備 考
1	会 長	南牧村	村長	
2	第 1 号	群馬森林管理署下仁田森林事務所	森林官	
3		陸上自衛隊新町駐屯地第12施設隊	隊長	
4	第 2 号	富岡行政県税事務所	所長	
5		富岡土木事務所	所長	
6		富岡保健福祉事務所	所長	
7		富岡森林事務所	所長	
8	第 3 号	富岡警察署	署長	
9	第 4 号	南牧村総務部	部長	
10		南牧村住民生活部	部長	
11		南牧村振興整備部	部長	
12		南牧村会計局	会計管理者	
13		議会事務局	局長	
14		教育委員会	局長	
15	第 5 号	南牧村議会	議長	
16	第 6 号	南牧村教育委員会	教育長	
17	第 7 号	南牧村消防団	団長	
18	第 8 号	磐戸郵便局	局長	
19		富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合	消防長	
20		東日本電信電話株式会社群馬支店	支店長	
21		東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社	支社長	
22		甘楽西部環境衛生施設組合	事務局長	
23	第 9 号	甘楽富岡農業協同組合	代表理事組合長	
24		南牧村商工会	会長	
25		南牧村区長会	会長	
26		南牧村社会福祉協議会	会長	
27		日本赤十字社南牧分区奉仕団	委員長	
28		民生児童委員協議会	会長	
29		南牧村女性懇話会	会長	

## 1-4 防災等に関する協定一覧

番号	協 定 名	構成団体	締結年
1	災害時の相互応援協定	富岡市長	H7. 5. 29
2	消防相互応援協定	臼田町長	H7. 7. 1
3	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	下仁田警察署	H8. 12. 17
4	関越自動車道における消防相互応援協定書	児玉郡市広域市町村圏組合、 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合 高崎市等広域市町村圏振興整備組合 前橋広域市町村圏振興整備組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 及び佐久広域連合	H13. 3. 31
5	富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書	富岡市、下仁田町、甘楽町	H18. 3. 27
6	群馬県防災航空隊応援支援協定書	群馬県	H18. 3. 27
7	群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の運用及び維持管理に関する協定書	群馬県	H19. 12. 1
8	南牧村防災無線運用協定書の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社 高崎支社	H21. 9. 24
9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	H23. 2. 22
10	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書	国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長	H25. 10. 16
11	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	(一社)群馬県LPガス協会 富岡支部長	H29. 1. 27
12	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)群馬支店長	H29. 3. 22
13	災害発生時における南牧村と日本郵政株式会社高崎郵便局及び南牧村内郵便局の協力に関する協定	高崎郵便局長、磐戸郵便局長 砥沢郵便局長	H29. 3. 30
14	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2. 3. 11
15	災害時における応急生活物資等に関する協定書	生活協同組合コープぐんま	R2. 6. 5
16	災害時における電力復旧の連携等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社 高崎支社	R3. 3. 23

## 2 災害対策資料

### 2-1 防災関係機関一覧

#### (1) 群馬県

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
富岡警察署	富岡市富岡 1198	0274-62-0110	
磐戸駐在所	南牧村大字磐戸 110-8	0274-87-2527	
砥沢駐在所	南牧村大字砥沢 683-5	0274-87-2351	
群馬県警察本部	前橋市大手町 1-1-1	027-243-0110	
富岡行政県税事務所	富岡市田島 343-1	0274-62-9525	0274-63-5141
総務部市町村課	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2215	027-243-2205
総務部危機管理課	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2244	027-221-0158
富岡保健福祉事務所	富岡市田島 343-1	0274-62-1541	0274-64-2397
西部環境森林事務所	高崎市台町 4-3	027-323-4021	027-323-6908
西部農業事務所	高崎市台町 4-3	027-322-0539	027-324-6751
富岡森林事務所	富岡市田島 343-1	0274-62-1535	0274-63-7099
富岡土木事務所	富岡市田島 343-1	0274-63-2255	0274-64-3524
西部教育事務所	高崎市台町 4-3	027-322-5864	027-327-2414

#### (2) 消防

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
富岡甘楽広域消防本部	富岡市富岡 1922-7	0274-62-4325	0274-64-5665
総務課		0274-62-4326	
予防課		0274-62-4306	
警防課		0274-62-4333	
下仁田消防署	下仁田町大字下小坂 162-1	0274-82-2229	0274-82-2472
南牧分署	南牧村大字大日向 1039-1	0274-87-2050	0274-87-2050

#### (3) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-6000	048-600-6000
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1623	
関東財務局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-1078	
前橋財務事務所	前橋市大手町 2-10-5	027-221-4491	027-224-4426
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-740-0711	048-601-1325
群馬労働局	前橋市大渡町 1-10-7	027-210-5000	027-210-5100

関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-601-0545	048-601-0533
群馬農政事務所	前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181	027-221-7015

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
関東森林管理局	前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1150	027-210-1154
下仁田森林事務所	下仁田町大字馬山 3764-1	0274-82-3239	0274-82-3239
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433	048-601-1279
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1333	048-600-1376
高崎河川国道事務所	高崎市栄町 6-41	027-345-6041	027-345-6091
利根川水系砂防事務所	渋川市渋川 121-1	0279-22-4177	
関東運輸局	横浜市中区北中仲通 5-57	045-211-7269	045-211-7270
群馬運輸支局	前橋市上泉町 399-1	027-263-4440	027-261-0032
東京航空局（東京航空事務所）	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3000	03-5756-1542
東京管区气象台	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-2949	03-3212-0524
前橋地方气象台	前橋市昭和町 3-20-12	027-231-1404	027-234-6551

(4) 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
第 12 旅団			
司令部	北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	0279-54-2011	0279-54-2011
第 12 施設隊	高崎市新町 1080	0274-42-1121	0274-42-1121

(5) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
日本郵便(株)磐戸郵便局	南牧村磐戸 17-1	0274-87-2346	0274-87-3064
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町 3	027-321-5660	027-330-3008
(株)NTTドコモ群馬支店	前橋市高松町 13	027-393-6414	027-393-6423
日本銀行 前橋支店	前橋市大手町 2-6-14	027-225-1111	027-220-1025
日本赤十字社 群馬県支部	前橋市光が丘町 32-10	027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会 前橋放送局	前橋市元総社町 189	027-251-1711	027-253-0368
東日本高速道路(株)関東支社	さいたま市大宮区桜木町 1-11-20	048-631-0001	048 -631-0002
独立行政法人水資源機構 ダム事業部ダム管理課	さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-6543	048-600-6540
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 高崎量子応用研究所	高崎市綿貫町 1233	027-346-9290	027-346-9692
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	高崎市栄町 6-26	027-320-7126	027-320-7127
東京ガス(株)群馬支社	高崎市東町 134-6	027-323-3840	027-323-9662

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
日本通運(株)群馬支店	高崎市八島町 58-1 5F	027-395-7010	027-395-7201
東京電力パワーグリッド(株)	前橋市本町 1-8-16	027-898-4121	027-225-1511
群馬総支社			
高崎支社	高崎市宮元町 1-2	027-377-8000	027-324-8960

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
(公社)群馬県医師会	前橋市千代田町 1-7-4	027-231-5311	027-231-7667
(公社)群馬県歯科医師会	前橋市大友町 1-5-17	027-252-0391	027-253-6407
(公社)群馬県看護協会	前橋市上泉町 1858-7	027-269-5565	027-269-8601
(一社)群馬県バス協会	前橋市野中町 588	027-261-2072	027-261-5537
(一社)群馬県トラック協会	前橋市野中町 595	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ(株)	前橋市上小出町 3-38-2	027-219-0007	027-232-0197
(株)エフエム群馬	前橋市若宮町 1-4-8	027-230-1882	027-230-1903

## 2-2 南牧村の災害履歴

年月日	種別	被害状況	備考
S46. 5. 14	集中豪雨、 降雹	床上土砂浸水 16 棟 床下土砂浸水 150 棟 畑表土の流失ならびに農作物こんにゃく を主とする被害面積 467 h a	降雨量 115 mm 降雹量 170 mm
H10. 9. 16	台風 5 号	全壊 1 棟 床上土砂浸水 1 棟	降雨量 156 mm (24 時間)
H11. 8. 14	集中豪雨	半壊 6 棟 床上土砂浸水 9 棟 床下土砂浸水 14 棟	降雨量 283 mm (24 時間)
H19. 9	台風 9 号	全壊 1 棟 半壊 11 棟 一部損壊 3 棟 非住家被害 25 棟 床上土砂浸水 19 棟 床下土砂浸水 75 棟 停電 69 世帯 断水 300 世帯 孤立世帯 211 世帯 孤立人口 471 人 自衛隊災害派遣要請 あり	降雨量 496mm (24 時間)
H26. 2	豪雪	死者 1 名 一部損壊 9 件 農業被害 1880 万円(花卉・豚・ビニール ハウス 15 棟・椎茸小屋 5 棟) 停電 檜沢地区を除く全世帯 断水 檜沢地区 80 世帯 自衛隊災害派遣要請 あり	積雪 役場周辺約 100cm 熊倉地区約 150cm
H30. 1	山林火災	全焼 8 棟 部分焼 1 棟 林野 3 ha 負傷者 1 名 (消防団員) 自衛隊災害派遣要請 あり	磐戸 桧平地区 消火 自衛隊へリ 101 回 505 t、 防災へリ 38 回 17. 21 t 鎮火までの時間 約 48 時間
R1. 10	台風 19 号	床上浸水 1 棟 床下浸水 13 棟 一部破損 6 棟 非住家被害 3 棟 避難者 231 人	降雨量 609 mm (24 時間)



## 2-3 災害危険区域一覽

### ■ 土石流危険溪流

区分	溪流数	内容
危険溪流Ⅰ	39	3度以上(火山砂防地域では2度)の傾きがある溪流のうち、土石流が発生した場合に被害が予想される人家が5戸以上、または公共施設や社会福祉施設などのある場所に土砂が流入する溪流
危険溪流Ⅱ	37	「Ⅰ」と同様の傾きがある溪流のうち、土石流が発生した場合に被害が予想される人家が1戸以上5戸未満ある場所に土砂が流入する溪流
計	77	

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	郡・市	町・村	字
383-I-001	I	利根川	南牧川	木戸賀沢	甘楽郡	南牧村	中の萱
383-I-002	I	利根川	南牧川	城山沢	甘楽郡	南牧村	小塩沢
383-I-003	I	利根川	南牧川	弁天沢-1	甘楽郡	南牧村	峰
383-I-004	I	利根川	南牧川	小沢	甘楽郡	南牧村	小沢
383-I-005	I	利根川	南牧川	姥貝戸沢	甘楽郡	南牧村	小沢
383-I-006	I	利根川	櫛沢川	仲ノ畑沢	甘楽郡	南牧村	櫛
383-I-007	I	利根川	桧沢川	西沢川	甘楽郡	南牧村	萱
383-I-008	I	利根川	大仁田川	産泰沢	甘楽郡	南牧村	雨沢
383-I-009	I	利根川	大仁田川	日向沢	甘楽郡	南牧村	奥ノ萱
383-I-010	I	利根川	大仁田川	大仁田	甘楽郡	南牧村	大仁田
383-I-011	I	利根川	大仁田川	ていのり沢	甘楽郡	南牧村	大仁田
383-I-012	I	利根川	南牧川	道ノ沢	甘楽郡	南牧村	大日向・雨沢
383-I-013	I	利根川	南牧川	六車	甘楽郡	南牧村	六車
383-I-014	I	利根川	南牧川	勸能井戸沢	甘楽郡	南牧村	勸能
383-I-015	I	利根川	南牧川	沢口沢	甘楽郡	南牧村	勸能
383-I-016	I	利根川	南牧川	勸能滝ノ沢	甘楽郡	南牧村	勸能
383-I-017	I	利根川	星尾川	塩水沢	甘楽郡	南牧村	仲庭
383-I-018	I	利根川	星尾川	道場井戸沢	甘楽郡	南牧村	道場
383-I-019	I	利根川	星尾川	道場川	甘楽郡	南牧村	道場
383-I-020	I	利根川	星尾川	小倉沢	甘楽郡	南牧村	星野・小倉
383-I-021	I	利根川	南牧川	畦ノ沢	甘楽郡	南牧村	砥沢
383-I-022	I	利根川	南牧川	吉野沢	甘楽郡	南牧村	赤岩
383-I-023	I	利根川	底瀬川	石津沢	甘楽郡	南牧村	六車・下底瀬
383-I-024	I	利根川	底瀬川	上底瀬井戸沢	甘楽郡	南牧村	上底瀬
383-I-025	I	利根川	底瀬川	田ノ久保沢	甘楽郡	南牧村	下底瀬
383-I-026	I	利根川	南牧川	西ノ沢	甘楽郡	南牧村	日向雨沢
383-I-027	I	利根川	南牧川	日向雨沢	甘楽郡	南牧村	大日向・雨沢
383-I-028	I	利根川	南牧川	大日向	甘楽郡	南牧村	大日向
383-I-029	I	利根川	南牧川	大日向滝ノ沢	甘楽郡	南牧村	大日向
383-I-030	I	利根川	南牧川	岩本沢	甘楽郡	南牧村	千原
383-I-031	I	利根川	南牧川	小千原沢	甘楽郡	南牧村	千原
383-I-032	I	利根川	黒滝川	黒滝井戸沢	甘楽郡	南牧村	黒滝
383-I-033	I	利根川	小塩沢川	焼山沢	甘楽郡	南牧村	小塩沢
383-I-034	I	利根川	大塩沢川	千沢	甘楽郡	南牧村	下高原
383-I-035	I	利根川	大塩沢川	寺ノ入沢	甘楽郡	南牧村	大久保
383-I-036	I	利根川	大塩沢川	沢口川	甘楽郡	南牧村	大久保

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	郡・市	町・村	字
383-I-037	I	利根川	大塩沢川	大塩沢	甘楽郡	南牧村	大塩沢
383-I-038	I	利根川	南牧川	登屋沢	甘楽郡	南牧村	小沢・野々上
383-I-039	I	利根川	南牧川	島屋沢	甘楽郡	南牧村	野々上
383-II-001	II	利根川	櫛沢川	入口沢	甘楽郡	南牧村	櫛
383-II-002	II	利根川	桧沢川	高岩沢	甘楽郡	南牧村	沢
383-II-003	II	利根川	桧沢川	堂の入沢	甘楽郡	南牧村	六倉
383-II-004	II	利根川	桧沢川	根草沢	甘楽郡	南牧村	根草
383-II-005	II	利根川	桧沢川	大入道川	甘楽郡	南牧村	大倉
383-II-006	II	利根川	大仁田川	大日向2	甘楽郡	南牧村	大日向
383-II-007	II	利根川	大仁田川	丸岩沢	甘楽郡	南牧村	雨沢
383-II-008	II	利根川	大仁田川	沢のり沢	甘楽郡	南牧村	奥ノ萱
383-II-009	II	利根川	大仁田川	芳ノ沢	甘楽郡	南牧村	奥ノ萱
383-II-010	II	利根川	大仁田川	雨沢	甘楽郡	南牧村	雨沢
383-II-011	II	利根川	南牧川	六重2	甘楽郡	南牧村	六車
383-II-012	II	利根川	南牧川	小道沢	甘楽郡	南牧村	六車
383-II-013	II	利根川	南牧川	高相沢	甘楽郡	南牧村	六車
383-II-014	II	利根川	砥山沢	宇曾ノ入沢	甘楽郡	南牧村	日影
383-II-015	II	利根川	熊倉川	熊倉井戸沢	甘楽郡	南牧村	熊倉
383-II-016	II	利根川	星尾川	檜木宮沢	甘楽郡	南牧村	星尾
383-II-017	II	利根川	星尾川	桜木上沢	甘楽郡	南牧村	星尾・大上
383-II-018	II	利根川	山中川	井戸頭沢	甘楽郡	南牧村	山仲
383-II-019	II	利根川	山中川	山仲井戸沢	甘楽郡	南牧村	山仲
383-II-020	II	利根川	山中川	北沢	甘楽郡	南牧村	山仲
383-II-021	II	利根川	山中川	石次沢	甘楽郡	南牧村	山仲
383-II-022	II	利根川	底瀬川	不動ノ滝沢	甘楽郡	南牧村	上底瀬
383-II-023	II	利根川	底瀬川	上底瀬北入沢	甘楽郡	南牧村	六車・上底瀬
383-II-024	II	利根川	底瀬川	下底瀬沢	甘楽郡	南牧村	六車・下底瀬
383-II-025	II	利根川	底瀬川	下底瀬沢2	甘楽郡	南牧村	六車・下底瀬
383-II-026	II	利根川	小塩沢川	大塩沢2	甘楽郡	南牧村	大塩沢
383-II-027	II	利根川	大塩沢川	大塩沢3	甘楽郡	南牧村	大塩沢
383-II-028	II	利根川	大塩沢川	大塩沢4	甘楽郡	南牧村	大塩沢
383-II-029	II	利根川	小塩沢川	薬師堂沢	甘楽郡	南牧村	大塩沢
383-II-030	II	利根川	小塩沢川	山ノ神沢	甘楽郡	南牧村	小塩原
383-II-031	II	利根川	小塩沢川	後山沢	甘楽郡	南牧村	小塩原
383-II-032	II	利根川	黒滝川	上野山沢	甘楽郡	南牧村	大塩沢・黒滝
383-II-033	II	利根川	大塩沢川	大久保	甘楽郡	南牧村	大久保
383-II-034	II	利根川	大塩沢川	大久保2	甘楽郡	南牧村	大久保
383-II-035	II	利根川	大塩沢川	小沢2	甘楽郡	南牧村	小沢
383-II-036	II	利根川	南牧川	上叶屋沢	甘楽郡	南牧村	小沢・上叶屋
383-II-037	II	利根川	南牧川	下叶屋沢	甘楽郡	南牧村	下叶屋

資料：群馬県地域防災計画資料編（R2.3）

■ 急傾斜地崩壊危険箇所

区分	個所数	内容
危険箇所Ⅰ	71	傾斜度30度以上、高さ5m以上の斜面のうち、がけ崩れが発生した場合に被害が予想される人家が5戸以上、または公共施設や社会福祉施設がある斜面
危険箇所Ⅱ	169	「Ⅰ」と同様の傾きや高さがある斜面のうち、がけ崩れが発生した場合に被害が予想される人家が1～4戸ある斜面
計	240	

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
I	富岡	31	0639	南牧村	熊倉	日向
I	富岡	31	0640	南牧村	熊倉	川端
I	富岡	31	0641	南牧村	熊倉	久保
I	富岡	31	0642	南牧村	羽沢	前日向
I	富岡	31	0643	南牧村	羽沢	勸能
I	富岡	31	0644	南牧村	羽沢	上屋敷
I	富岡	31	0645	南牧村	星尾	大上上
I	富岡	31	0646	南牧村	星尾	中庭
I	富岡	31	0647	南牧村	星尾	小倉
I	富岡	31	0648	南牧村	星尾	星尾寺ノ上
I	富岡	31	0649	南牧村	羽沢	尾沢中学校
I	富岡	31	0650	南牧村	砥沢	砥沢(B)
I	富岡	31	0651	南牧村	砥沢	砥沢日影
I	富岡	31	0652	南牧村	砥沢	砥沢
I	富岡	31	0653	南牧村	六車	赤岩(B)
I	富岡	31	0654	南牧村	六車	赤岩(A)
I	富岡	31	0655	南牧村	六車	六車
I	富岡	31	0656	南牧村	六車	上底瀬
I	富岡	31	0657	南牧村	六車	ゴウダ
I	富岡	31	0658	南牧村	六車	下底瀬上
I	富岡	31	0659	南牧村	六車	下底瀬下
I	富岡	31	0660	南牧村	六車	住吉
I	富岡	31	0661	南牧村	六車	六車日向(A)
I	富岡	31	0662	南牧村	六車	六車日向(B)
I	富岡	31	0663	南牧村	六車	中棚
I	富岡	31	0664	南牧村	大日向	日向雨沢
I	富岡	31	0665	南牧村	大日向	雨沢
I	富岡	31	0666	南牧村	大仁田	大仁田(B)
I	富岡	31	0667	南牧村	大仁田	大仁田(A)
I	富岡	31	0668	南牧村	大仁田	奥の萱
I	富岡	31	0669	南牧村	大日向	雨沢(B)
I	富岡	32	0670	南牧村	大日向	滝の沢
I	富岡	32	0671	南牧村	大日向	大日向
I	富岡	32	0672	南牧村	大日向	笹ノ平
I	富岡	32	0673	南牧村	磐戸	桧平
I	富岡	32	0674	南牧村	磐戸	磐戸久保
I	富岡	32	0675	南牧村	磐戸	棚
I	富岡	32	0676	南牧村	檜沢	堂所
I	富岡	32	0677	南牧村	檜沢	萱
I	富岡	32	0678	南牧村	檜沢	沢(A)
I	富岡	32	0679	南牧村	檜沢	沢(B)
I	富岡	32	0680	南牧村	檜沢	沢(C)

危険度 区分	土木 事務所	広域的 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
I	富岡	32	0681	南牧村	檜沢	大倉
I	富岡	32	0682	南牧村	檜沢	幕岩
I	富岡	32	0683	南牧村	檜沢	根草
I	富岡	32	0684	南牧村	千原	千原
I	富岡	32	0685	南牧村	大塩沢	白替戸
I	富岡	32	0686	南牧村	大塩沢	高原東
I	富岡	32	0687	南牧村	大塩沢	黒滝
I	富岡	32	0688	南牧村	大塩沢	小塩沢
I	富岡	32	0689	南牧村	小沢	小沢日向
I	富岡	32	0690	南牧村	小沢	野々上
I	富岡	32	0691	南牧村	小沢	小沢峯
I	富岡	32	0692	南牧村	小沢	上叶屋
I	富岡	32	0693	南牧村	小沢	下叶屋
I	富岡	32	0694	南牧村	羽沢	西向
I	富岡	32	0695	南牧村	大塩沢	小塩沢 4
I	富岡	32	0696	南牧村	大塩沢	小塩沢 7
I	富岡	32	0697	南牧村	大塩沢	野々上 3
I	富岡	32	0698	南牧村	大塩沢	大久保 2
I	富岡	32	0699	南牧村	大塩沢	大久保 5
I	富岡	32	0700	南牧村	六車	下底瀬 1
I	富岡	32	0701	南牧村	六車	下底瀬 2
I	富岡	32	0702	南牧村	星尾	道場 4
I	富岡	32	0703	南牧村	砥沢	日影 13
I	富岡	32	0704	南牧村	砥沢	日影 14
I	富岡	32	0705	南牧村	勸能	勸能 2
I	富岡	32	0706-1	南牧村	大日向	日向雨沢 2
I	富岡	32	0707	南牧村	大日向	門札 2
I	富岡	32	0708	南牧村	桧沢	堂所 6
I	富岡	32	0709	南牧村	桧沢	大倉 9
II	富岡	37	2806	南牧村	星尾	線ヶ滝
II	富岡	37	2807	南牧村	星尾	星尾川端
II	富岡	37	2808	南牧村	星尾	下星尾下
II	富岡	37	2809	南牧村	六車	山仲
II	富岡	37	2810	南牧村	大塩沢	下高原 1
II	富岡	37	2811	南牧村	大塩沢	下高原 2
II	富岡	37	2812	南牧村	大塩沢	上高原 2
II	富岡	37	2813	南牧村	大塩沢	黒滝 1
II	富岡	37	2814	南牧村	大塩沢	黒滝 2
II	富岡	37	2815	南牧村	大塩沢	黒滝 3
II	富岡	37	2816	南牧村	大塩沢	黒滝 4
II	富岡	37	2817	南牧村	大塩沢	黒滝 5
II	富岡	37	2818	南牧村	大塩沢	小塩沢 1
II	富岡	37	2819	南牧村	大塩沢	小塩沢 2
II	富岡	37	2820	南牧村	大塩沢	小塩沢 5
II	富岡	37	2821	南牧村	大塩沢	小塩沢 6
II	富岡	37	2822	南牧村	大塩沢	小塩沢 8
II	富岡	37	2823	南牧村	大塩沢	小塩沢 9
II	富岡	37	2824	南牧村	大塩沢	小塩沢 10
II	富岡	37	2825	南牧村	大塩沢	小塩沢 11
II	富岡	37	2826	南牧村	大塩沢	小塩沢 12

危険度 区分	土木 事務所	広域の 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
Ⅱ	富岡	37	2827	南牧村	大塩沢	小塩沢 13
Ⅱ	富岡	37	2828	南牧村	大塩沢	塩沢 14
Ⅱ	富岡	37	2829	南牧村	大塩沢	塩沢 15
Ⅱ	富岡	37	2830	南牧村	大塩沢	塩沢 16
Ⅱ	富岡	37	2831	南牧村	大塩沢	塩沢 17
Ⅱ	富岡	37	2832	南牧村	大塩沢	塩沢 18
Ⅱ	富岡	37	2833	南牧村	大塩沢	塩沢 19
Ⅱ	富岡	38	2834	南牧村	大塩沢	塩沢 20
Ⅱ	富岡	38	2835	南牧村	大塩沢	塩沢 21
Ⅱ	富岡	38	2836	南牧村	大塩沢	塩沢 22
Ⅱ	富岡	38	2837	南牧村	大塩沢	塩沢 23
Ⅱ	富岡	38	2838	南牧村	大塩沢	塩沢 24
Ⅱ	富岡	38	2839	南牧村	大塩沢	野々上 2
Ⅱ	富岡	38	2840	南牧村	大塩沢	大久保 3
Ⅱ	富岡	38	2841	南牧村	大塩沢	大久保 4
Ⅱ	富岡	38	2842	南牧村	大塩沢	大久保 6
Ⅱ	富岡	38	2843	南牧村	大塩沢	千原 1
Ⅱ	富岡	38	2844	南牧村	千原	千原 2
Ⅱ	富岡	38	2845	南牧村	六車	上底瀬 1
Ⅱ	富岡	38	2846	南牧村	六車	上底瀬 2
Ⅱ	富岡	38	2847	南牧村	六車	上底瀬 3
Ⅱ	富岡	38	2848	南牧村	六車	下底瀬 3
Ⅱ	富岡	38	2849	南牧村	六車	下底瀬 4
Ⅱ	富岡	38	2850	南牧村	六車	六車 1
Ⅱ	富岡	38	2851	南牧村	六車	六車 2
Ⅱ	富岡	38	2852	南牧村	六車	六車 3
Ⅱ	富岡	38	2853	南牧村	六車	六車 4
Ⅱ	富岡	38	2854	南牧村	六車	六車 5
Ⅱ	富岡	39	2855	南牧村	六車	六車 6
Ⅱ	富岡	39	2856	南牧村	六車	六車 9
Ⅱ	富岡	39	2857	南牧村	六車	六車 10
Ⅱ	富岡	39	2858	南牧村	六車	六車 12
Ⅱ	富岡	39	2859	南牧村	六車	山仲 1
Ⅱ	富岡	39	2860	南牧村	六車	山仲 3
Ⅱ	富岡	39	2861	南牧村	六車	山仲 4
Ⅱ	富岡	39	2862	南牧村	六車	山仲 5
Ⅱ	富岡	39	2863	南牧村	六車	山仲 6
Ⅱ	富岡	39	2864	南牧村	六車	山仲 7
Ⅱ	富岡	39	2865	南牧村	六車	蓼沼 1
Ⅱ	富岡	39	2866	南牧村	六車	蓼沼 2
Ⅱ	富岡	39	2867	南牧村	六車	日向 16
Ⅱ	富岡	39	2868	南牧村	六車	日向 17
Ⅱ	富岡	39	2869	南牧村	星尾	下星尾 2
Ⅱ	富岡	39	2870	南牧村	星尾	下星尾 3
Ⅱ	富岡	39	2871	南牧村	星尾	下星尾 4
Ⅱ	富岡	39	2872	南牧村	星尾	道場 1
Ⅱ	富岡	39	2873	南牧村	星尾	道場 3
Ⅱ	富岡	39	2874	南牧村	星尾	道場 5
Ⅱ	富岡	40	2875	南牧村	星尾	道場 6
Ⅱ	富岡	40	2876	南牧村	星尾	道場 7

危険度 区分	土木 事務所	広域の 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
Ⅱ	富岡	41	2877	南牧村	星尾	小倉 1
Ⅱ	富岡	41	2878	南牧村	星尾	小倉 2
Ⅱ	富岡	41	2879	南牧村	星尾	小倉 3
Ⅱ	富岡	41	2880	南牧村	星尾	小倉 4
Ⅱ	富岡	41	2881	南牧村	星尾	仲庭 1
Ⅱ	富岡	41	2882	南牧村	星尾	仲庭 2
Ⅱ	富岡	41	2883	南牧村	星尾	大上 1
Ⅱ	富岡	41	2884	南牧村	星尾	大上 2
Ⅱ	富岡	41	2885	南牧村	星尾	下星尾 5
Ⅱ	富岡	41	2886	南牧村	星尾	大上 3
Ⅱ	富岡	41	2887	南牧村	星尾	大上下 1
Ⅱ	富岡	41	2888	南牧村	星尾	下星尾 6
Ⅱ	富岡	41	2889	南牧村	星尾	下星尾 7
Ⅱ	富岡	41	2890	南牧村	星尾	星尾 1
Ⅱ	富岡	41	2891	南牧村	砥沢	日影 12
Ⅱ	富岡	41	2892	南牧村	砥沢	日影 15
Ⅱ	富岡	41	2893	南牧村	砥沢	日影 16
Ⅱ	富岡	41	2894	南牧村	羽沢	日影 17
Ⅱ	富岡	41	2895	南牧村	羽沢	羽根沢 2
Ⅱ	富岡	41	2896-1	南牧村	羽沢	羽根沢 3
Ⅱ	富岡	41	2897-1	南牧村	羽沢	羽根沢 5
Ⅱ	富岡	41	2898	南牧村	羽沢	馬坂 1
Ⅱ	富岡	41	2899-1	南牧村	羽沢	馬坂 4
Ⅱ	富岡	41	2900	南牧村	羽沢	馬坂 5
Ⅱ	富岡	41	2901	南牧村	勸能	勸能 1
Ⅱ	富岡	41	2902	南牧村	熊倉	久保 5
Ⅱ	富岡	41	2903	南牧村	熊倉	久保 6
Ⅱ	富岡	41	2904	南牧村	熊倉	久保 7
Ⅱ	富岡	41	2905	南牧村	熊倉	日向 2
Ⅱ	富岡	41	2906	南牧村	熊倉	日向 3
Ⅱ	富岡	41	2907-1	南牧村	熊倉	日向 4
Ⅱ	富岡	42	2908	南牧村	熊倉	日向 7
Ⅱ	富岡	42	2909	南牧村	熊倉	熊倉 1
Ⅱ	富岡	43	2910	南牧村	熊倉	熊倉 2
Ⅱ	富岡	43	2911	南牧村	小沢	中ノ萱 1
Ⅱ	富岡	43	2912	南牧村	小沢	中ノ萱 2
Ⅱ	富岡	43	2913	南牧村	小沢	中ノ萱 3
Ⅱ	富岡	43	2914	南牧村	小沢	小沢 1
Ⅱ	富岡	43	2915	南牧村	小沢	小沢 2
Ⅱ	富岡	43	2916	南牧村	小沢	小沢 3
Ⅱ	富岡	43	2917	南牧村	小沢	小沢 4
Ⅱ	富岡	43	2918	南牧村	小沢	川峰 1
Ⅱ	富岡	43	2919	南牧村	小沢	川峰 2
Ⅱ	富岡	43	2920-1	南牧村	小沢	日影 1
Ⅱ	富岡	43	2921	南牧村	小沢	日影 3
Ⅱ	富岡	43	2922	南牧村	小沢	日影 4
Ⅱ	富岡	43	2923	南牧村	小沢	野々上 1
Ⅱ	富岡	43	2924	南牧村	小沢	日影 8
Ⅱ	富岡	43	2925	南牧村	小沢	日影 9
Ⅱ	富岡	43	2926	南牧村	羽沢	勸能 1

危険度 区分	土木 事務所	広域的 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
Ⅱ	富岡	43	2927	南牧村	羽沢	羽沢 1
Ⅱ	富岡	43	2928	南牧村	羽沢	羽根沢 1
Ⅱ	富岡	43	2929	南牧村	砥沢	砥沢 1
Ⅱ	富岡	43	2930	南牧村	砥沢	砥沢 4
Ⅱ	富岡	43	2931	南牧村	砥沢	砥沢 5
Ⅱ	富岡	43	2932	南牧村	大日向	雨沢 2
Ⅱ	富岡	43	2933	南牧村	大日向	日向雨沢 1
Ⅱ	富岡	43	2934	南牧村	大日向	日影雨沢 1
Ⅱ	富岡	43	2935	南牧村	大日向	門札 1
Ⅱ	富岡	43	2936	南牧村	大日向	大日向 1
Ⅱ	富岡	43	2937	南牧村	大仁田	雨沢 1
Ⅱ	富岡	43	2938	南牧村	大仁田	大仁田 1
Ⅱ	富岡	43	2939	南牧村	大仁田	奥の萱
Ⅱ	富岡	43	2940	南牧村	大仁田	大平 6
Ⅱ	富岡	43	2941	南牧村	大仁田	大仁田 2
Ⅱ	富岡	43	2942	南牧村	大仁田	大仁田 4
Ⅱ	富岡	43	2943	南牧村	桧沢	萱 1
Ⅱ	富岡	43	2944	南牧村	桧沢	萱 2
Ⅱ	富岡	44	2945	南牧村	桧沢	萱 3
Ⅱ	富岡	44	2946	南牧村	桧沢	堂所 5
Ⅱ	富岡	44	2947	南牧村	桧沢	堂所 7
Ⅱ	富岡	44	2948	南牧村	桧沢	堂所 9
Ⅱ	富岡	44	2949	南牧村	桧沢	堂所 10
Ⅱ	富岡	44	2950	南牧村	桧沢	沢 1
Ⅱ	富岡	44	2951	南牧村	桧沢	沢 2
Ⅱ	富岡	44	2952	南牧村	桧沢	大倉 1
Ⅱ	富岡	44	2953	南牧村	桧沢	大倉 2
Ⅱ	富岡	44	2954	南牧村	桧沢	大倉 3
Ⅱ	富岡	44	2955	南牧村	桧沢	大倉 4
Ⅱ	富岡	44	2956	南牧村	桧沢	大倉 5
Ⅱ	富岡	44	2957	南牧村	桧沢	大倉 6
Ⅱ	富岡	44	2958	南牧村	桧沢	大倉 7
Ⅱ	富岡	44	2959	南牧村	桧沢	大倉 8
Ⅱ	富岡	44	2960	南牧村	桧沢	根草 1
Ⅱ	富岡	44	2961	南牧村	桧沢	根草 2
Ⅱ	富岡	44	2962	南牧村	桧沢	根草 3
Ⅱ	富岡	44	2963	南牧村	桧沢	根草 4
Ⅱ	富岡	44	2964	南牧村	桧沢	大入道 1
Ⅱ	富岡	44	2965	南牧村	桧沢	大入道 2
Ⅱ	富岡	44	2966	南牧村	桧沢	大入道 3
Ⅱ	富岡	44	2967	南牧村	桧沢	大入道 4
Ⅱ	富岡	44	2968	南牧村	磐戸	桧平 3
Ⅱ	富岡	44	2969	南牧村	磐戸	桧平 4
Ⅱ	富岡	44	2970	南牧村	磐戸	桧平 5
Ⅱ	富岡	44	2971-1	南牧村	磐戸	桧平 6
Ⅱ	富岡	44	2972	南牧村	羽沢	馬坂 6
Ⅱ	富岡	44	2973	南牧村	六車	山仲 8
Ⅱ	富岡	44	2974	南牧村	砥沢	砥沢 6

資料：群馬県地域防災計画資料編 (R2. 3)

■ 土砂災害（特別）警戒区域

区分	土砂災害の種類	土砂災害警戒区域(注1)	土砂災害特別警戒区域(注2)
令和元年5月31日 群馬県告示第38号	急傾斜地の崩壊	302	302
	土石流	77	60
	地すべり	18	0
	計	397	362

注)1 土砂災害警戒区域:急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

2 土砂災害特別警戒区域:上記土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域

土木	整理番号	区域名	郡・市	町・村	大字	指定年月日	告示番号	種類(急傾斜)	警戒区域数	特別警戒区域数	種類(土石流)	警戒区域数	特別警戒区域数
富岡	K0639-1	日向1-1	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0639-2	日向1-2	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0639-3	日向1-3	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0639-4	日向1-4	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0640	川端	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0641-1	久保1-1	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0641-2	久保1-2	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0641-3	久保1-3	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0641-4	久保1-4	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0641-5	久保1-5	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0642-1	前日向-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0642-2	前日向-2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0643-1	勦能1-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0643-2	勦能1-2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0643-3	勦能1-3	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0643-4	勦能1-4	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0644	上屋敷	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0645-1	大上上-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0645-2	大上上-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0646-1	仲庭-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0646-2	仲庭-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0646-3	仲庭-3	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0647-1	小倉1-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0647-2	小倉1-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0648	星尾寺ノ上	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0649-1	羽根沢4-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0649-2	羽根沢4-2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0650	砥沢(B)	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0651-1	砥沢日影-1	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0651-2	砥沢日影-2	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0652-1	砥沢-1	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0652-2	砥沢-2	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0653-1	赤岩(B)-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0653-2	赤岩(B)-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0654-1	赤岩(A)-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			



土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石 流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	K0654-2	赤岩(A)-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0655-1	六車-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0655-2	六車-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0656	上底瀬	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0657-1	ゴウダ-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0657-2	ゴウダ-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0657-3	ゴウダ-3	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0658-1	下底瀬上-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0658-2	下底瀬上-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0659-1	下底瀬下-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0659-2	下底瀬下-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0660	下底瀬下3	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0661	六車日向(A)	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0662	六車日向(B)	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0663	中棚	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0664-1	日向雨沢-1	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0664-2	日向雨沢-2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0665	雨沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0666-1	峯-1	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0666-2	峯-2	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0666-3	峯-3	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0666-4	久保	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0667-1	奥ノ萱2	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0667-2	落合	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0668-1	奥ノ萱-1	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0668-2	奥ノ萱-2	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0668-3	奥ノ萱-3	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0669-1	雨沢(B)-1	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0669-2	雨沢(B)-2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0670	滝の沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0671-1	大日向-1	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0671-2	大日向-2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0672-1	笹ノ平-1	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0672-2	笹ノ平-2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0673	桧平	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0674	桧平2	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0675	櫛	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0676	堂所	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0677-1	萱-1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0677-2	萱-2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0678-1	沢(A)-1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0678-2	沢(A)-2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0679-1	沢(B)-1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0679-2	沢(B)-2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0680	沢(C)	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0681	大倉	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0682	幕岩	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0683-1	根草-1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0683-2	根草-2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石 流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	K0684-1	千原-1	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0684-2	千原-2	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0684-3	千原-3	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0685	上高原	甘楽	南牧村	塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0686	下高原 3	甘楽	南牧村	塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0687-1	黒滝-1	甘楽	南牧村	塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0687-2	黒滝-2	甘楽	南牧村	塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0688	小塩沢	甘楽	南牧村	塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0689	日向	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0690	野々上	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0691	小沢峯	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0692	上叶屋	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0693	下叶屋	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0694-1	西向-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0694-2	西向-2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0695	小塩沢 4	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0696-1	小塩沢 7-1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0696-2	小塩沢 7-2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0697-1	日向 5	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0697-2	野々上 3-2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0698	大久保 2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0699	大久保 5	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0700-1	下底瀬上1-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0700-2	下底瀬上1-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0701	下底瀬下2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0704	日影14	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0705	勸能 4	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0706	日向雨沢 2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0707	門札 2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0708	堂所 6	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K0709	大倉 9	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2806-1	線ヶ滝-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2806-2	線ヶ滝-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2806-3	線ヶ滝-3	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2807-1	星尾川端-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2807-2	星尾川端-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2807-3	星尾川端-3	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2808-1	下星尾下-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2808-2	下星尾下-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2809	山仲	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2810	下高原 1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2811	下高原 2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2812	下高原 4	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2813	黒滝 1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2814	黒滝 2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2815	小塩沢 10	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2816-1	黒滝 4-1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2816-2	黒滝 4-2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2817-1	黒滝 5-1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	K2817-2	黒滝 5-2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2817-3	黒滝 5-3	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2818	小塩沢 1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2819	小塩沢 2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2820	小塩沢 5	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2821	小塩沢 6	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2822	小塩沢 8	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2823	小塩沢 9	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2825	大久保 7	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2826	大久保 8	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2828	塩沢 14	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2829	塩沢 15	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2830	塩沢 16	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2831	塩沢 17	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2832-1	塩沢 18-1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2832-2	塩沢 18-2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2833	塩沢 19	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2834	塩沢 20	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2835	塩沢 21	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2836	塩沢 22	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2837	塩沢 23	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2838	塩沢 24	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2839-1	野々上 2-1	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2839-2	野々上 2-2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2839-3	野々上 2-3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2839-4	野々上 2-4	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2840	大久保 3	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2841	大久保 4	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2842	大久保 6	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2843	千原 1	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2844-1	千原 2-1	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2844-2	千原 2-2	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2845	上底瀬1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2846-1	上底瀬2-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2846-2	上底瀬2-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2850	六車1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2852	下底瀬下4	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2854	下底瀬下5	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2855	下底瀬下6	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2856	六車9	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2857	六車10	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2859-1	山仲1-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2859-2	山仲1-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2862	山仲5	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2866	蓼沼2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2867	中棚2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2868	中棚3	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2869-1	下星尾 1-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2869-2	下星尾 1-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾 斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石 流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	K2871-1	下星尾 2-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2871-2	下星尾 2-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2872-1	道場 1-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2872-2	道場 1-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2873	道場 2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2875	道場 3	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2876	道場 4	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2877-1	小倉 2-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2878	小倉 3	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2879	小倉 4	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2880	小倉 5	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2881-1	仲庭 1-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2881-2	仲庭 1-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2882	仲庭 2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2884-1	大上 1-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2884-2	大上 1-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2885	大上 3	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2886	大上 2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2887	大上下	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2889	下星尾 4	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2890	星尾 1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2892	日影15	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2893-1	日影16-1	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2893-2	日影16-2	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2894-1	日影-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2894-2	日影-2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2895-1	羽根沢 2-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2896	羽根沢 3	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2897	勦能	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2898-1	馬坂 1-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2898-2	馬坂 1-2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2899-1	馬坂 2-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2899-2	馬坂 2-2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2900-1	馬坂 3-1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2901	勦能 2	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2902	久保 2	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2904	久保 3	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2905	日向 2	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2906	日向 3	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2907	日向 4	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2908	日向 5	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2909	熊倉 1	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2910	熊倉 2	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2911	中ノ萱 1	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2912	中ノ萱 2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2913-1	中ノ萱 3-1	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2913-2	中ノ萱 3-2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2913-3	中ノ萱 3-3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2914	下叶屋 2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾 斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石 流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	K2915	下叶屋3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2916-1	上叶屋2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2916-2	上叶屋3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2917	上叶屋4	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2918-1	小沢峯2-1	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2918-2	小沢峯2-2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2918-3	小沢峯2-3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2919	小沢峯3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2920-1	日影2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2920-2	日影1	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2921	日影3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2922	日影4	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2923	日向2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2924	日向3	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2925	日向4	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2926	勸能3	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2927	羽沢	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2928	羽根沢1	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2929	砥沢1	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2930	砥沢4	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2932	雨沢2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2933	日向雨沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2934	日影雨沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2935	門札1	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2936	大日向1	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2937	雨沢1	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2938-1	久保-1	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2938-2	久保-2	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2939	落合	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2940-1	奥ノ萱2-1	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2940-2	奥ノ萱2-2	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2941	落合	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2942	久保2	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2943	萱1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2944	萱2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2945	沢3	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2946-1	堂所5-1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2946-2	堂所5-2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2947	堂所7	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2948	堂所9	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2949	堂所10	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2950	沢1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2951	沢2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2952	大倉1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2953	大倉2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2954	大倉3	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2955	大倉4	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2956	大倉5	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2957	大倉6	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾 斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石 流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	K2958	沢	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2959	大倉 8	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2960	根草 1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2961	根草 2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2962	根草 3	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2963	根草 4	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2964-1	大入道 1-1	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2964-2	大入道 1-2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2965	大入道 2	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2966	大入道 3	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2967	大入道 4	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2968	片瀬	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2969	千原 3	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2970	千原 4	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2971-1	東磐戸-1	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2971-2	東磐戸-2	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2976	馬坂 4	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2977	谷の口1	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2978-1	沼久保1-1	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K2978-2	沼久保1-2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K7196	久保 3	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	K7197	雨沢	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	急傾斜	1	1			
富岡	383-I-001	木戸賀沢	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-002	城山沢	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-003-1	弁天沢-1	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-003-2	弁天沢-2	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-004	日影	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-005	姥貝戸沢	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-006	仲ノ畑沢	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-007	西沢川	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-008	産泰沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-009	日向山沢	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-010	大仁田	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-011	ていのり沢	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-012	堂の沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-013	六車	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-014	勸能井戸沢	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-015	沢口沢	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-016	勸能滝ノ沢	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-017	塩水沢	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-018-1	道場井戸沢-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-018-2	道場井戸沢-2	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-019-1	道場川-1	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-021	畦ノ沢	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-022	吉野沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-023	石津沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾 斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石 流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	383-I-024	上底瀬	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-025	田ノ久保沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-026	西ノ沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-029	滝の沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-030	岩本沢	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-031	小千原沢	甘楽	南牧村	千原	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-032	黒滝井戸沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-033	焼山沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-034	千沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-035	寺ノ入沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-036	沢口川	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-I-037	塩沢1	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-I-039	島屋沢	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-001	入口沢	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-002	高岩沢	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-003	堂の入沢	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-004	根草沢	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-005	大入道川	甘楽	南牧村	檜沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-006	大日向2	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-007	丸岩沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-008	沢のり沢	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-009	芳ノ沢	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-010	雨沢	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-011	六車2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-012	小道沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-013	高相沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-014	宇曾ノ入沢	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-015	熊倉井戸沢	甘楽	南牧村	熊倉	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-016	檜木宮沢	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-017	桜木上沢	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-018	井戸頭沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-019	山仲井戸沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-020	北沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-021	石次沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-022	不動ノ滝沢2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	
富岡	383-II-023	上底瀬北入沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-025	下底瀬沢2	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-026	塩沢2	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-027	塩沢3	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-028	川久保沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-029	薬師堂沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-030	山ノ神沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-031	後山沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-032	上野山沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-033	下高原	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-034	大久保	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-035	井戸沢	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-036	上叶屋沢	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-II-037	下叶屋沢	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38				土石流	1	1

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (急傾 斜)	警戒区 域数	特別警 戒区域 数	種類 (土石 流)	警戒区 域数	特別警戒 区域数
富岡	383-新-001	クズ岩沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-新-002	入山沢	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-新-003	大塩沢本川	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1
富岡	383-新-004	大塩沢右支川	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38				土石流	1	1

土 木	整理番号	区 域 名	郡・市	町・村	大 字	指定年月 日	告示 番号	種類 (地すべり)	警戒区域数	特別警戒区域数
富岡	88	馬坂	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	89	上屋敷	甘楽	南牧村	羽沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	90	下星尾東	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	91	砥沢	甘楽	南牧村	砥沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	92	六車	甘楽	南牧村	六車	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	93	久保	甘楽	南牧村	大仁田	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	94	大日向	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	95	根草	甘楽	南牧村	桧沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	96	根草西	甘楽	南牧村	桧沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	97	萱	甘楽	南牧村	桧沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	98	櫛	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	510	星尾寺ノ上	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	511	小塩沢	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	383-1	大久保	甘楽	南牧村	大塩沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	383-2	野々上	甘楽	南牧村	小沢	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	383-3	磐戸	甘楽	南牧村	磐戸	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	383-4	大日向 B	甘楽	南牧村	大日向	R1.5.31	38	地すべり	1	
富岡	383-5	赤坂	甘楽	南牧村	星尾	R1.5.31	38	地すべり	1	

資料：群馬県地域防災計画資料編（R2.3）



## 2-4 消防団関係資料

### (1) 責任分担区域

消防機関名	責任者	定員	担当区域
下仁田消防署南牧分署	分署長	11人	村内全域
団本部	消防団長	4人	村内全域
第1分団	第1分団長	12人	大字砥沢・羽沢・星尾・熊倉
第2分団	第2分団長	12人	大字大日向
第3分団	第3分団長	12人	大字六車（六車区）
第4分団	第4分団長	12人	大字六車（住吉区）
第5分団	第5分団長	12人	大字大仁田
第6分団	第6分団長	12人	大字磐戸・大字千原
第7分団	第7分団長	12人	大字小沢
第8分団	第8分団長	12人	大字大塩沢
第9分団	第9分団長	12人	大字桧沢
ラッパ隊	ラッパ長	13人	村内全域

## 2-5 指定文化財一覧

指定	種別	名称	管理者住所	指定年月日
国指定	選択無形民俗文化財	大日向の火とぼし	大日向	平 18. 3. 15
	登録有形民俗文化財	南牧村の山村生産用具	羽沢 93	平 24. 3. 8
県指定	天然記念物	黒瀧山の杉	大塩沢甲 1266	昭 27. 11. 11
	重要(無形)民俗文化財	大日向の火とぼし	大日向	平 4. 5. 15
	重要文化財(美術工芸品等)	絹本著色七師七友図	大塩沢甲 1266	平 11. 4. 30
	天然記念物及び名勝	蟬の溪谷	南牧川流域	平 20. 3. 27
	天然記念物及び名勝	線ヶ滝	星尾川支流	平 20. 3. 27
村指定	重要文化財(美術工芸品等)	砥山絵図面 2 枚付砥切道具一式	羽沢 93	昭 53. 7. 18
	史跡	黒滝山不動寺	大塩沢甲 1266	昭 53. 7. 18
	重要(有形)民俗文化財	星尾の人形	羽沢 93	昭 53. 7. 18
	天然記念物	大仁田神社の杉	大仁田 1668	昭 53. 7. 18
	名勝	蟬の淵付芭蕉塚	砥沢	昭 53. 7. 18
	名勝	線ヶ滝	星尾	昭 53. 7. 18
	重要(有形)民俗文化財	天之岩戸神楽綺羅と面	羽沢 93	昭 59. 3. 19
	重要(有形)民俗文化財	石造双体道祖神	小沢 999	昭 59. 3. 19
	重要文化財(建造物)	桧沢神社本殿棟札 5 枚付	桧沢 651	昭 59. 12. 17
	史跡	石壁書天女窟	小沢乙 1738-1	平元. 11. 30
	重要文化財(美術工芸品等)	砥山関係文書一括	砥沢 346	平 16. 2. 24
	史跡	市川五郎兵衛の墓碑	羽沢甲 74	平 16. 2. 24
	史跡	西方寺跡正長二年銘宝篋印塔付応仁銘宝塔	大塩沢 166	平 16. 2. 24
	史跡	星尾風穴	星尾 430-2	平 27. 7. 28

## 2-6 避難施設一覧(指定緊急避難場所・指定避難所)

### (1) 一次避難所

No.	避難区域	名称	所在地	指定	備考
1	羽沢	南牧村民俗資料館 ※	羽沢 93-1	0274-87-2417	
2	大日向	南牧村中央公民館 ※	大日向 1082-2	0274-87-2716	
3	磐戸	南牧村活性化センター ※	磐戸 213-1	0274-87-2676	福祉避難所
4	大日向	役場庁舎 2階多目的ホール	大日向 1098	0274-87-2011	
5	大日向	トレーニングセンター	大日向 1041-1		

(注) ※印：特設公衆電話設置(可能)施設

4、5については自主避難者が多い時開放します。

### (2) 二次避難所

No.	避難区域	名称	所在地	備考
1	砥沢	山村都市交流施設	砥沢 353	
2	星尾	星尾多目的集会施設	星尾 242-4	
3	羽沢	羽沢公民館	羽沢 1544-1	
4	熊倉	旧熊倉消防詰所	熊倉 1340-2	
5	六車	六車多目的集会施設	六車 99-1	
6	住吉	住吉多目的集会施設	六車乙 941	
7	大仁田	大仁田生活改善センター	大仁田乙 173	
8	小沢	小沢青年クラブ	小沢甲 1302	
9	大塩沢 1	塩沢消防詰所	大塩沢 91-3	
10	大塩沢 2	下高原多目的集会施設	大塩沢 1723	
11	千原	南牧小学校体育館 ※	千原 412-2	
12	桧沢	桧沢公民館	桧沢 498-1	

(注) ※印：特設公衆電話設置(可能)施設

## 2-7 ヘリポート予定地

名称	所在地	面積 (東西×南北)
南牧ヘリポート	大日向 1696	115 × 100
南牧村活性化センター駐車場	磐戸 207	50 × 40
高原運動広場	大塩沢 2361-1	70 × 80
南牧中学校	大日向 1045	70 × 40

## 2-8 要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地	電話番号	備考
南牧小学校	千原 419-1	0274-87-2311	土砂災害警戒区域内に存在
南牧中学校	大日向 1045	0274-87-2501	
さくら保育園	千原 407	0274-87-2353	土砂災害警戒区域内に存在
特別養護老人ホーム さわやかホーム	大日向 926	0274-87-2100	土砂災害警戒区域内に存在
小規模特別養護老人ホーム かのか	小沢 1247	0274-70-6777	
軽費老人ホーム ケアハウスいこい	小沢 1247	0274-60-5505	
グループホーム オレンジ	小沢 1050-4	0274-60-5005	

## 2-9 通信関係

### (1) 防災行政無線一覧表

施設名	局名	設置場所	備考	
固定局	基地局	ぼうさいなんもく	南牧村役場（大日向 1098）	57.665MHz
			消防本部（富岡市富岡 1922-7）	遠隔制御装置
	中継局	ぼうさいおおひなた	総合運動場（大日向 1696）	68.535MHz
野外拡声子局	1 砥沢	9 役場	16 中ノ萱	24 上高原
	2 仲庭	10 六車	17 小沢 峯	25 千原
	3 小倉道場	11 山仲	18 日影	26-1 磐戸
	4 大上	12 下底瀬	19 塩沢	26-2 センター
	5 羽根沢	13 上底瀬	20 小塩沢	27 櫛
	6 勸能	14-1 落合	21 黒滝	28 堂所
	7 熊倉	14-2 大仁田	22 大久保	29 沢
	8 門札	15 奥ノ萱	23 下高原	30 大倉

### (2) なんもくふれあいテレビ一覧表

施設名	設備	設置場所	備考
テレビ局舎	自主放送設備 再送信設備 告知放送設備 等	大日向 1481-1	
	告知放送受信機 等	村内各戸	
情報連絡施設	伝送路設備	村内一円	
	受信点設備	笹山受信点	大塩沢
		堂所受信点	桧沢

## 2-10 災害時優先電話等

### (1) NTT東日本 群馬支店

施設名	回線数	備考
南牧村役場	1	
南牧村民俗資料館	1	特設公衆電話設置(可能)施設
南牧村中央公民館	1	〃
南牧村活性化センター	1	〃
南牧小学校体育館	1	〃

### (2) 衛星携帯電話

配備台数	利用携帯	備考
1台	総務課 (防災担当)	

## 2-11 被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。  
ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

## 5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

## 2-12 医療機関、薬局等一覧

### (1) 医療機関一覧

施設名	診療科	所在地	病床数	電話	備考
下仁田厚生病院	内科、外科、整形外科 小児科、眼科、泌尿器科 皮膚科、耳鼻咽喉科	下仁田町大字下仁田 409	94 床	0274-82-3555	
佐藤医院	整形外科、内科	下仁田町大字下仁田 550-2		0274-82-2127	
大沢クリニック	内科、外科、胃腸科、 小児科、禁煙外来	下仁田町大字馬山 5915-1		0274-60-3030	
〃 なんもく分院	内科、小児科、外科	南牧村大字磐戸 284-2		0274-60-5622	火曜午後 金曜午後
ゆう歯科クリニック	歯科	下仁田町大字下仁田 337-8		0274-82-2418	

### (2) 薬局等一覧

名称	所在地	電話	備考
大井田薬局 下仁田本店	下仁田町大字下仁田 358	0274-82-3227	
コバヤシ薬局	下仁田町大字下仁田 245-1	0274-82-2528	
カシワヤ薬局	下仁田町大字下仁田 251	0274-82-2037	
下仁田調剤薬局	下仁田町大字下仁田 395-2	0274-70-3535	
鈴薬局下仁田店	下仁田町大字下仁田 407-8	0274-60-3088	
ウエルシア下仁田店	下仁田町大字下仁田 388-1	0274-70-3580	

## 2-13 応急仮設住宅建設候補地

名称	候補地	区分	面積	建設戸数
南牧村民俗資料館前庭	羽沢甲 93-1 他	広場	1,546 m <sup>2</sup>	6 戸
南牧中学校校庭	大日向 1059 他	学校	3,043 m <sup>2</sup>	10 戸
南牧小学校校庭	千原 382-1	学校	3,698 m <sup>2</sup>	17 戸
合 計				33 戸

### 3 様式関係

#### 3-1 災害概況即報

「火災・災害等即報要領（消防庁）第4号様式（その1）」

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>（消防本部名）</small>	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況	<small>（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</small>												
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、発知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





### 3-2 被害状況即報

「火災・災害等即報要領（消防庁）第4号様式（その2）」

第4号様式(その2)  
(被害状況即報)

郡道府県		区		区分		被害		区分		被害		被害		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 報告番号	災害名 報告番号	災害名 報告番号	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者	死者
行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者	行方不明者
負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者	負傷者
全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊
半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊	半壊
一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害	一部被害
床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水	床上浸水
床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水	床下浸水
公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物	公共建築物
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

※1 被害額は省略することができるものとする。  
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

### 3-3 災害確定報告

「災害報告取扱要領（消防庁）第1号様式」

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害			
災 害 名 ・ 確定年月日	月	日	時	確定	そ の 他	田	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
畑	流失・埋没	ha							
	冠 水	ha							
報 告 者 名			学 校	箇		所			
区 分		被 害		病 院		箇	所		
人 的 被 害	死 者	人		道 路		箇	所		
	うち 災害関連死者	人		橋 り よ う		箇	所		
	行方不明者	人		河 川	箇	所			
	負傷者	重 傷	人		港 湾	箇	所		
		軽 傷	人		砂 防	箇	所		
住 家 被 害	全 壊	棟		清 掃 施 設	箇	所			
		世帯		崖 く ず れ	箇	所			
		人		鉄 道 不 通	箇	所			
	半 壊	棟		被 害 船 舶	隻				
		世帯		水 道	戸				
		人		電 話	回 線				
	一 部 破 損	棟		電 気	戸				
		世帯		ガ ス	戸				
		人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇	所			
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世 帯					
	世帯		り 災 者 数	人					
	人		火 災 発 生	建 物	件				
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件				
	そ の 他	棟		そ の 他	件				

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円		都 道 府 県 災 害 部	名 称			
農 林 水 産 業 施 設	千 円			設 置	月	日 時	
公 共 土 木 施 設	千 円			解 散	月	日 時	
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円		災 害 設 置 市 町 村 本 部 名				
小 計	千 円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						
そ の	農 産 被 害	千 円		災 害 適 用 市 町 村 助 法 名			
	林 産 被 害	千 円					
の	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
他	そ の 他	千 円		計	団 体		
被 害 総 額	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難の勧告・指示の状況）						
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			

南牧村地域防災計画

令和3年3月

〒370-2806

群馬県甘楽郡南牧村大字大日向 1098 番地

Tel (0274)87-2011 代